

中河内地域水防災連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、中河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、中河内地域において大阪府水防計画や治水施設の状況などの情報を防災・減災関係機関に提供するとともに、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、また、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会（以下「流域協議会」という。）で検討される流域治水プロジェクトとの取組の共有を図り、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資することを目的とする。

- 2 前項の「中河内地域」とは、東大阪市域、八尾市域及び柏原市のうち大和川以北の市域をいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組織)

第3条 協議会は、「中河内地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会では、「中河内地域」における下記の事項を連絡協議する。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市町村間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市町村の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

- 2 協議会では、前項のうち流域協議会において検討される取組以外の主として避難・水防等に関する対策を連絡協議する。とりまとめた内容は、流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映する。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「中河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員の内から会長が指名しこれに当たる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第10条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第11条 事務局は、大阪府八尾土木事務所が行う。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

平成 3年 5月24日制定

平成30年 2月16日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加

令和 4年 3月25日改正

令和 4年 7月22日改正

令和 5年 6月29日改正

令和 6年 月 日改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府八尾土木事務所長
大阪府八尾土木事務所地域防災監
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府藤井寺保健所長
東大阪市長
八尾市長
柏原市長
東大阪市消防局長
八尾市消防長
大阪南消防局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大和川河川事務所長
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

恩智川水防事務組合 事務局長
大和川右岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

布施警察署長
河内警察署長
枚岡警察署長
八尾警察署長
柏原警察署長

(指定公共機関)

西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長
西日本電信電話株式会社関西支店**設備部**災害対策室長
関西電力送配電株式会社**大阪南本部東大阪配電営業所**所長
大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー

(別表2)

(水防担当)

大阪管区気象台気象防災部気象防災情報調整官
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府八尾土木事務所地域支援・企画課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
東大阪市土木部長
八尾市都市整備部長
柏原市都市デザイン部長
恩智川水防事務組合 事務局長

(治水施設整備担当)

淀川河川事務所 **総括地域防災調整官**
大和川河川事務所事業対策官
大阪府都市整備部河川室河川整備課参事
大阪府八尾土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
東大阪市土木部長
東大阪市上下水道局下水道部長
八尾市下水道部長
柏原市上下水道部長

(危機管理担当)

大阪府政策企画部危機管理室防災企画課参事
大阪府八尾土木事務所地域防災監
東大阪市危機管理監
八尾市危機管理監
柏原市政策推進部危機管理監

規約改正 対照表

現行規約	改正案規約	備考
(付則) 平成 3 年 5 月 24 日制定 平成 30 年 2 月 16 日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加 令和 4 年 3 月 25 日改正 令和 4 年 7 月 22 日改正 令和 5 年 6 月 29 日改正 別表 1（第 6 条関係） （自治体） 大阪府知事 大阪府八尾土木事務所長 大阪府八尾土木事務所地域防災監 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 東大阪市長 八尾市長 柏原市長 東大阪市消防局長 八尾市消防長 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長	(付則) 平成 3 年 5 月 24 日制定 平成 30 年 2 月 16 日水防法改正に伴う大規模氾濫減災協議会機能付加 令和 4 年 3 月 25 日改正 令和 4 年 7 月 22 日改正 令和 5 年 6 月 29 日改正 <u>令和 6 年 月 日改正</u> 別表 1（第 6 条関係） （自治体） 大阪府知事 大阪府八尾土木事務所長 大阪府八尾土木事務所地域防災監 大阪府寝屋川水系改修工営所長 大阪府東部流域下水道事務所長 大阪府中部農と緑の総合事務所長 大阪府藤井寺保健所長 東大阪市長 八尾市長 柏原市長 東大阪市消防局長 八尾市消防長 <u>大阪南消防局長</u>	

現行規約	改正案規約	備考
(指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社近畿総括本部阪奈支社長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店 災害対策室長 関西電力送配電株式会社大阪支社東大阪地域統括長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー 別表2（第7条関係） (治水施設整備担当) 淀川河川事務所流域治水課長 大和川河川事務所事業対策官 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 東大阪市土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市下水道部長 柏原市上下水道部長	(指定公共機関) 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社長 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部施設部工務課長 西日本電信電話株式会社関西支店 <u>設備部</u>災害対策室長 関西電力送配電株式会社 <u>大阪南本部東大阪配電営業所</u>長 大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部マネジャー 別表2（第7条関係） (治水施設整備担当) 淀川河川事務所 <u>総括地域防災調整官</u> 大和川河川事務所事業対策官 大阪府都市整備部河川室河川整備課参事 大阪府八尾土木事務所建設課長 大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長 東大阪市土木部長 東大阪市上下水道局下水道部長 八尾市下水道部長 柏原市上下水道部長	

【報告事項】 行政WG事務レベル協議の結果

令和6年度 第1回 中河内地域水防災連絡協議会行政WG事務レベル協議

日時：令和6年5月1日（水）10：00～11：30

場所：中河内府民センター 4階 大会議室

（議事概要）

議題

1. 中河内地域水防災連絡協議会規約改正について
 - ・組織改編等による規約の改正内容について説明を行った。
2. 流域治水の推進について
 - ・令和6年度の大阪府の主な取組（案）について説明を行った。
3. 5年間で実施する具体的な取組みの進捗状況
 - ・とりまとめた資料について説明を行い、確認を依頼。
4. 流域治水プロジェクトの更新について
 - ・寝屋川流域協議会四部会合同会議にて説明された寝屋川流域における流域治水プロジェクト（素案）について説明を行った。本件は、協議会の場では、寝屋川流域協議会にて審議された結果について報告することをあわせて説明した。
5. おおさかタイムライン防災プロジェクト
 - ・既に作成済みの広域タイムラインでは、訓練等の実施による振り返りの充実を、市町村タイムラインについては、未作成の2市町の早期完成を目指すこととし、コミュニティタイムラインについては、全市町村で少なくとも1地区作成を目指すことを説明した。

報告

1. 令和6年度大阪府水防計画の改定について
2. 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練
3. 各市の防災・減災に関する取組紹介
4. R6 流域治水プロジェクト推進スケジュール
5. 洪水浸水想定区域の指定拡大について
6. 令和5年度河川施設の点検結果について（
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kasensaboutenken/index.html>）
7. 令和6年度事業予定個所について

情報提供

1. 令和6年度に実施する防災気象情報の改善について
2. 気象庁が発表する地震・津波情報について
3. 大阪府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業について
4. 地方債の活用について
5. 河川みどころマップについて（照会）
6. 近畿ブロック流域治水行政担当者会議の開催について
7. 個別避難計画作成支援について
8. 公共施設の維持管理・再編整備等についての支援

以上

○特定都市河川流域に指定している寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者や流域市等のあらゆる関係者が連携した総合治水対策として、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等の整備や流域貯留浸透事業等の流域対策を進めています。



淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】（案）

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
- 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
- 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
- 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程			
			短期	中期	中長期	
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府	法善寺多目的遊水池（Aゾーン）の概成			
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市	布施公園調節池、加納元町調節池の概成			
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等				
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市				
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間				
	雨水貯留浸透施設の整備	民間				
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府				
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市				
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	流域市	流域水害対策計画の変更（R8年度までに）			
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定（流域水害対策計画の変更）	大阪府・流域市	区域の指定（R9年度）			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台	洪水浸水想定区域指定拡大完了（R6年度）			
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市	大阪市タイムラインの策定（R4） 雨水出水浸水想定区域図作成・公表（R7年度）			

※ 短期：5年、中期：10年、中長期：20～30年

淀川水系寝屋川ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】（案）

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

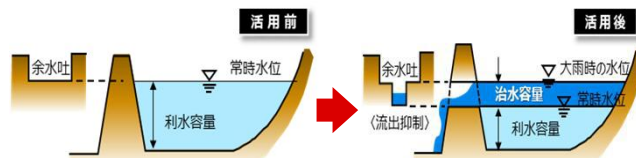


氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用（恩智惣池）



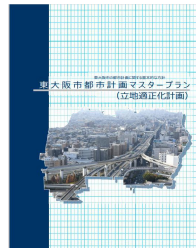
平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用の検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



被害対象を減少させるための対策

枚方市・門真市・八尾市・大東市・守口市・東大阪市において、立地適正化計画(防災指針)策定

東大阪市では、令和5年3月に立地適正化計画（平成31年3月に策定）を都市計画マスタープランに組み入れ、まちづくりの方向性の整合を図るとともに、市域全域を対象とした防災指針を策定し、自然災害に対するまちづくりの方向性を示している。



東大阪市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)



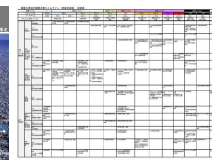
守口市立地適正化計画

守口市では、平成29年3月に立地適正化計画を策定し、平成30年3月に改定。令和6年3月には、計画策定から5年が経過するとともに、都市再生特別措置法の改正により、居住の安全確保などの防災減災対策の取組を推進するため「防災指針」の作成が位置付けられたことを踏まえ、本計画の改定を行った。

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区气象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定、運用しており、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



寝屋川流域大規模水害タイムライン

ふりかえりWG

コミュニティタイムライン作成の取組（R5年度）

令和5年度は、枚方市、交野市、大東市、柏原市にてコミュニティタイムラインが完成。各地域が自発的に災害から身を守る取組を実現させる。



流域治水の推進（令和6年度の取組）

資料4

- ▶ あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶ 下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく

（これまでの取組み）

- 令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定。毎年、プロジェクトを更新
- 令和5年度はロードマップを追加し、水防災連絡協議会にて関係者と共有。各施策の進捗管理表についても共有。

◆ 令和6年度の大阪府の主な取組み ◆

流域治水プロジェクトの充実・強化

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

① 河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進

※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討

河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

令和5年度：気候変動を踏まえた当面の治水対策（中間とりまとめ）

当面の目標達成を目指しながら、将来的な降雨量増大へ備える

令和6年度：長期計画の改訂（予定）

現長期計画の期限がせまることから、将来像を見据えた改訂を進める

関係者の意見、河川整備審議会の審議、パブコメを経て、計画を改訂

② 洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）

令和5年度末136河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定

※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキルによる水位情報提供の手続きを進める

全河川を指定

●水位計の設置等を引き続き検討

③ 特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を検討

※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（国は概ね5年で指定などのロードマップを公表）

※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める

指定によるメリット・デメリットを整理

具体的な検討を進める

④ リスク周知等の継続

洪水リスク等の周知、水防災情報システムを活用した避難行動支援を継続

土砂災害防災システムは令和8年度からの運用を目指し再整備を進める

※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとらえて周知を実施

あらゆる機会をとらえてリスク周知・水防災情報活用を促進

土砂災害防災情報システム再整備

⑤ タイムラインの充実

広域タイムラインの運用・振り返りによる充実化と市町村等のタイムライン作成を支援

（令和5年度末：市町村41/43、コミュニティ25市町村142地区）

※すべての市町村でタイムラインが策定され、展開していけるよう支援

市町村タイムライン 令和6年度末に未策定のタイムライン完成

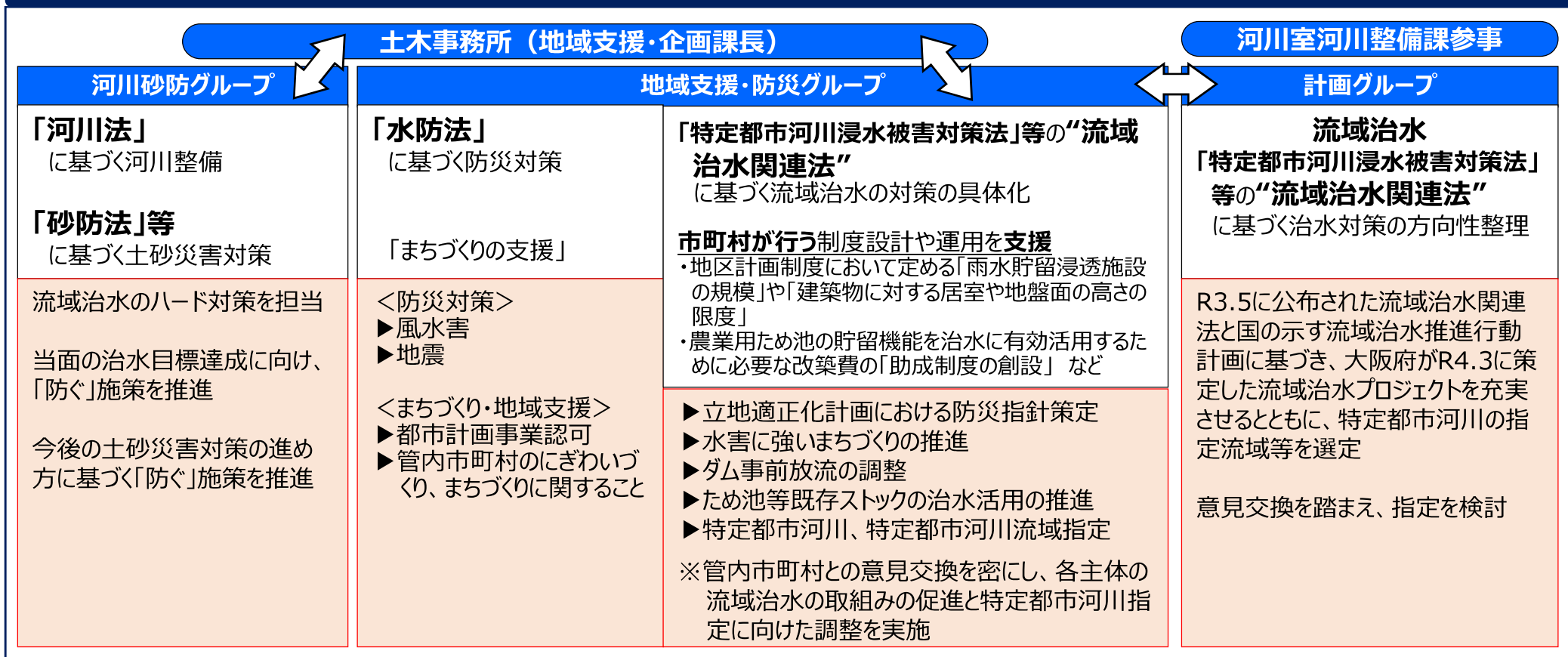
コミュニティタイムライン 令和6年度末に全市町村1地区で策定

市町村との調整 地区選定、地元調整 策定作業

流域治水の推進（推進体制（継続））

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶ 引き続き**管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い**、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

大阪府



市町村

- | | | | |
|--|-----------------------------------|--|------------------------------------|
| ▶ リスク周知等
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知 ほか | ▶ 土地利用誘導
立地適正化計画における防災指針の策定 ほか | ▶ 要配慮者利用施設の避難確保計画
計画策定や避難訓練実施の支援 ほか | ▶ 特定都市河川の指定
モデル流域や指定候補の検討・抽出 ほか |
|--|-----------------------------------|--|------------------------------------|

流域治水の推進（水害リスクを軽減させるための取組検討）

令和5年度は特定都市河川制度や流域治水の取組について府域の関係者に広く周知し、流域市にヒアリングを実施
令和6年度は流域治水の推進に向け、**モデル流域等における課題や解決手法について具体化を実施予定**

（R5の取組）流域治水意見交換会

R5年度に余野川(池田市・箕面市・豊能町)、芥川(高槻市)、穂谷川(枚方市)、原川(柏原市)、大乗川(羽曳野市・富田林市)、芦田川(高石市・堺市・和泉市)、
樫井川(泉南市・泉佐野市・田尻町)で第1回を実施

〈主な議事〉

- ・浸水リスクの確認、プロジェクト各施策の進捗確認
- ・浸水リスクを軽減させる具体的な施策、手法の検討
- 〈まとめ〉

- ・浸水リスク等をどのような施策で削減していくのか、持ち帰って検討を依頼
- ・アンケートを実施

- ・流域内の土地利用や、治水活用可能な施設等を整理
- ・考え得る流域治水対策について関係者で意見交換、協議
- ・各主体が実施する具体的な対策を検討、立案



1. 流域市町村の抱える課題把握

- ・水害に強いまちづくりの推進
- ・既存ストックの活用
- ・浸水被害の解消
- ・大雨時の流木撤去

2. 施策実施における課題把握

- ・管理者や所有者との調整
- ・資金不足

等々

(R5意見交換会・事後アンケート及びヒアリング結果より)

具体化

■ 課題解決のために活用できる制度の整理・周知

⇒具体的に個々の課題に対して、市町村での活用を個別に提案

▶国の採択要件外に対する補助制度等についても必要に応じて検討

■ 特定都市河川指定(流域水害対策計画の策定)による河川改修等事業の加速化

⇒同時に市町村の抱える課題を解決

■ 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備

流域治水施策集 - 国土交通省水管理・国土保全局 (mlit.go.jp)

流域治水施策集			流域治水の役割分担		
目的			施策法令等	法定計画等(内は適用)	予算・規制
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河川掘削・築堤・引込・放水路、ダム・遊水池、橋中堤	河川法	河川整備計画	一般河川改修事業 臨時ダム建設事業 水資源機構事業等
		#2 ダム事前放流	河川法、個別の法令等(電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会(治水協定)	治水ダム治水機能整備整備補助(治水協定)
		#3 海岸保全施設の整備	海岸法	海岸保全基本計画	海岸保全施設整備事業 津波対策緊急事業等
		#4 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	河川法	河川整備計画	流域治水整備事業 特定都市河川治水被害対策推進事業等
	内水の排除(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#5 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等
		#6 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国土改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災浸水事業等
	河川への流出抑制(市街地等の浸水の防止)	#7 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	-	-	-
		#8 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	特定都市河川治水被害対策法	流域治水対策計画	特定都市河川治水被害対策推進事業 施設に係る法令・条例等
	排水区域内の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業 大規模雨水処理施設整備事業等
		#10 雨水貯留浸透施設(民間施設)	特定都市河川治水被害対策法	流域治水対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 水利施設整備管理事業等
2 被害対策を減らす	市街地等の浸水の防止	#11 ため池の活用	国土改良法	土地改良長期計画	農村地域防災浸水事業 水利施設整備管理事業等
		#12 「田んぼダム」	農業法	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等
	土砂・洪水氾濫の防止	#13 土砂・洪水氾濫対策	河川法	土砂・洪水氾濫対策計画	大規模特定砂防事業等
		#14 流域治水対策	河川法	流域治水対策計画	砂防事業 治水事業等
	森林の浸透・保水機能の発揮	#15 森林整備・治山対策	河川法	河川整備計画	森林整備事業 治山事業等
		#16 貯留機能保全(浸水の許容)	特定都市河川治水被害対策法	流域治水対策計画	固定資産税等の特例措置
	新たな居住に直し、立地を規制する居住者の人命を守る	#17 浸水被害防止区域	特定都市河川治水被害対策法	流域治水対策計画	-
		#18 災害危険区域	建築基準法(規制内容は各都府県)	-	-
	既存の住居に対し、住まい方を工夫する	#19 住宅等の防災改修(風上り・ピロティ化等)	河川法	河川整備計画	災害危険区域等建築物防災改修事業等
		#20 住居の集団移転	河川法	河川整備計画	防災集団移転促進事業計画
3 被害の軽減・予防等	防災まちづくり	#21 住居の個別移転	河川法	河川整備計画	防災集団移転促進事業
		#22 居住誘導区域、防災計画	河川法	河川整備計画	防災集団移転促進事業
	高台まちづくり	#23 防災まちづくり連携土砂災害対策	河川法	河川整備計画	防災まちづくり連携土砂災害対策
		#24 避難路・避難施設等の確保	河川法	河川整備計画	防災まちづくり連携土砂災害対策
	氾濫拡大の抑制	#25 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	河川法	河川整備計画	治水事業 治水事業等
		#26 リスク空白的軽減(浸水被害軽減地区・VFDマップ)	河川法	河川整備計画	治水事業 治水事業等
	避難の確保(平時)	#27 避難経路・避難施設の避難確保計画・訓練	河川法	河川整備計画	治水事業 治水事業等
		#28 浸透・貯留を避難	河川法	河川整備計画	治水事業 治水事業等
	避難の確保(災害時)	#29 浸透・貯留を避難	河川法	河川整備計画	治水事業 治水事業等
		#30 浸透・貯留を避難	河川法	河川整備計画	治水事業 治水事業等

別途、ソフト対策としての「逃げる」施策も、引き続き連携をとりながら実施

流域治水の推進～地域の内水に関する課題を解決した事例～

市街地における浸水対策(下水道)

推進のポイント

- 下水道の整備水準を5年確率降雨(46mm/h)から10年確率降雨(53mm/h)に引き上げることで、浸水に対する安全度を向上。
- 下水道と河川の合築施設として整備することで、それぞれ別々に施設整備を行うよりもコスト縮減。

太田川水系流域治水プロジェクト



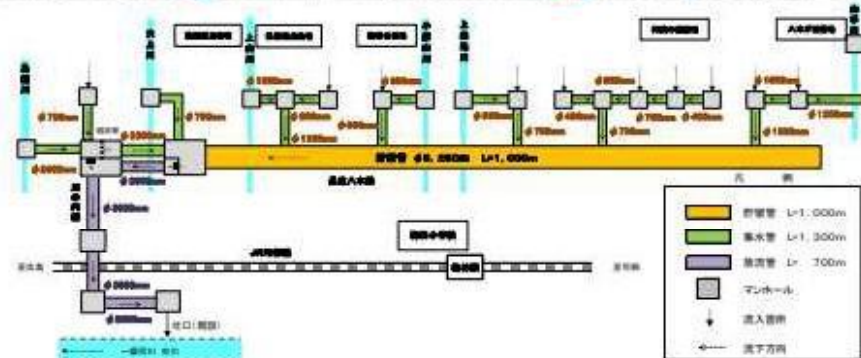
PRポイント

- 下水道が整備する雨水幹線に河川の調整池としての機能を付加。
- 下水道の10年確率降雨と河川の30年確率降雨で必要となる施設能力を算定し、流量按分により下水道と河川の事業費を按分している。
- 東西のマンホールに設置した二つのオリフィスにより、放流先河川(一級河川古川)への効率的な流量制御を実現。

事例概要

平成26年8月の集中豪雨(87mm/h)により、大規模な土砂災害と広範囲に渡る浸水被害が発生し、再度災害防止の観点から、下水道の整備水準を5年確率降雨から10年確率降雨に引き上げました。

また、地区内を流れる普通河川の断面が狭小で、豪雨時に流下能力が不足するため対策を講じる必要があり、河川改修(河道拡幅)を実施するには多大な費用を要するため、河道拡幅に替えて、下水道と河川の一体的な雨水貯留管を計画しました。



(国土交通省 水管理国土保全局 流域治水優良事例集を一部加工)

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	
事 項			
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組			
①情報伝達、避難計画等に関する事項		目標期間	進捗状況
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。	R4.4～R9.3	実施済
土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用及び効果的な体制づくり）	大阪府と各市とのホットラインを実際の運用から効果を検証し、課題に応じて見直しを行うなど、より効果的な体制を目指す。	R4.4～R9.3	実施済
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン）【市域】	【避難指示型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】構築したタイムラインを効果の検証を兼ねて運用し、課題に応じて見直しを行うなどの体制を目指す。	R4.4～R9.3	実施中
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）（土砂災害タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの策定】地区防災計画の作成や地域版ハザードマップの作成など、地域における様々な取り組みを通じて地域でのタイムライン策定を目指す。	R4.4～R9.3	実施中
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】構築した地域の取り組み(タイムライン)を効果の検証を兼ねて運用し、実効性を課題に応じて見直しを行うなどの体制づくりの支援。	R4.4～R9.3	実施中
ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 情報提供の用語、内容等の見直し	【情報提供の拡大】	R4.4～R5.3 (水防災システム)	実施済
	・水位、雨量情報のリアルタイム化（水防災情報システムの更新）。 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイトの作成。 ・防災情報の用語や表現内容の適宜見直し（国・気象台）。		実施済
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害、土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ及び避難確保計画策定。 ・施設管理者等に避難訓練等を毎年実施させ、その実施結果が報告される体制の構築を目指す。	R4.4～R9.3	実施済
			実施中

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	
事 項			
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		目標期間	進捗状況
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の浸水想定区域図の作成。	R4.4～R9.3	実施中
基礎調査の実施、公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・平成28年9月末に府内の指定が完了し、平成29年度より地形の改変などの有無を調査。全国的に区域の指定がない箇所でも災害が発生していることを受け、令和3年度から高精度の地形情報を用いて危険個所を抽出し、令和5年度から抽出された危険個所の調査を順次実施する予定。	R4.4～R9.3	実施予定
水害ハザードマップの作成、周知、活用 (水害) ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【水害ハザードマップの作成と周知】	R4.4～R9.3	実施済
	・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図を、水害ハザードマップの更新に合わせて当該浸水想定を反映・周知。		実施済
	・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し住民等へ広く周知。	R4.4～R9.3	実施済
	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】		実施済
	・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を新たに指定または見直した場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知を行う。	R4.4～R9.3	実施済
	・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し住民等へ広く周知。		実施済
災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	R4.4～R9.3	実施中
防災教育の推進	・地域防災計画に定めた学校等に対して、避難をはじめとした防災訓練や出前講座などによる防災教育を実施。	R4.4～R9.3	実施済
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・地域での防災訓練や出前講座、自主防災組織リーダー研修などの実施。 ・防災部局と福祉等関係部局が連携し地域の避難体制などを調整、個別避難計画の作成を促進。	R4.4～R9.3	実施中
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・地域での防災訓練や出前講座を通じて住民の防災意識醸成を図り、マイタイムライン作成の促進を実施。	R4.4～R9.3	実施中

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		主な取組内容	
事 項			
(2) 被害軽減の取組			
水防体制の強化に関する事項		目標期間	進捗状況
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・河川巡視点検を実施し、あわせて重要水防箇所を確認。必要に応じて重要水箇所の見直しを実施 ・水防資機材については、河川管理者、水防管理者に備蓄状況等を確認。	R4.4～R9.3	実施済
水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	・水防団への参画を促す具体的な広報を検討、実施。 ・水防団員の処遇改善への取り組み。	R4.4～R9.3	実施中
水防訓練の充実	・地域に応じた活動を想定し、訓練の実施や装備の充実を図る。 ・地域住民の参加促進を図る。	R4.4～R9.3	実施中
水防関係者間での連携、協力に関する検討	・多機関連携型タイムラインなどの訓練を実施し、水防関係機関の連携、協力体制推進に取り組む。	R4.4～R9.3	実施中
(4) 減災・防災に関する国の支援			
減災・防災に関する国の支援		目標期間	進捗状況
災害時及び災害復旧に対する支援	災害復旧事業にかかる市町村支援として研修やマニュアルの充実を図る。大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」の更新。	R4.4～R9.3	実施中
災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた調整。	R4.4～R9.3	実施予定
補助制度の活用	・土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・補強補助制度について、HP、広報への掲載、地域への働きかけなどを積極的におこない制度の活用を推進する。	R4.4～R9.3	実施予定

おおさかタイムライン防災プロジェクト



タイムラインとは

流域治水の一環である「逃げる」施策は、災害時には重要な事項の1つであり、これまでも推し進めてきたところ。タイムラインもその1つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域＜寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮＞
比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 41/43市町村
一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 25市町村、142地区
R5は76地区策定
自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

今後・

＜マイタイムライン＞3つのタイムラインを進めるとともに、特にコミュニティタイムライン作成済みの地域については、国の推進する“マイタイムライン”についても関係部局と協力の上、推進していく。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善	●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善	●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●地域のモチベーションや担い手不足 ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化	●事例集の活用等により横展開 ●イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取り組み

キックオフ

平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



神崎川流域

令和3年9月策定・運用開始
実績：4回

リーディングプロジェクト

貝塚市旭地区 高潮タイムライン

平成29年3月
策定・運用開始



大阪湾沿岸 （泉州）高潮

令和2年8月策定・運用開始
実績：9回 改訂：3回

【資料6】 令和6年4月 河川整備課計画グループ

安威川流域

令和元年9月策定・運用開始
実績：8回 改訂：3回

リーディングプロジェクト

寝屋川流域

平成30年8月策定・運用開始
実績：16回 改訂：6回



南河内地域 （石川流域外）

令和2年3月策定・運用開始
実績：5回

リーディングプロジェクト

河南町 土砂災害タイムライン

平成30年6月
策定・運用開始

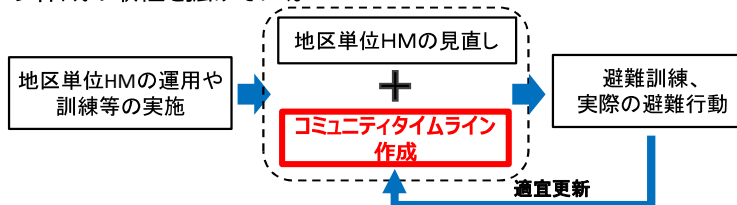


※上図は、タイムライン完成状況
■「広域タイムライン」
●「市町村タイムライン」

今後の展開

広域タイムラインについては、訓練未実施の1流域における訓練の実施、市町村タイムラインについては、未作成の2市町での早期完成、コミュニティタイムラインについては、未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き必要な支援を実施する。

コミュニティタイムラインについて、土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、地区単位ハザードマップ（HM）作成済の地域に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、重点的にコミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。



コミュニティタイムライン作成状況



令和 6 年度 おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組について

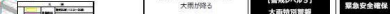
◆広域タイムライン

- 👉 出水期、台風期に備えて全流域で訓練の実施をお願いします。
- 👉 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆市町村タイムライン

- ・策定状況：41/43市町村 未策定2市町
 - ☞ 未策定のタイムラインの早期完成をお願いします。
 - ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

- ・策定状況：令和5年度末までに25市町村、142地区で作成済み
- ★中学校区単位で作成会を開催し、多くの町会で一気に作成が進んだ事例あり
- ☞ 土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、地区単位ハザードマップ（HM）作成済の地域に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、重点的にコミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。
- ☞ 土砂災害警戒区域等の指定箇所がない市町では、洪水リスクに対するタイムラインの作成をお願いします。
- ☞ 令和6年度中に、全市町村において少なくとも1地区で策定できるように、新たな作成地区の選定をお願いします。
- 
- 
- 



コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

【策定に向け希望する支援】

- ・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
- ・出前講座の支援
- ・地域TL作成に資する情報提供
- ・タイムライン作成にかかる経費支援 等々



◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！

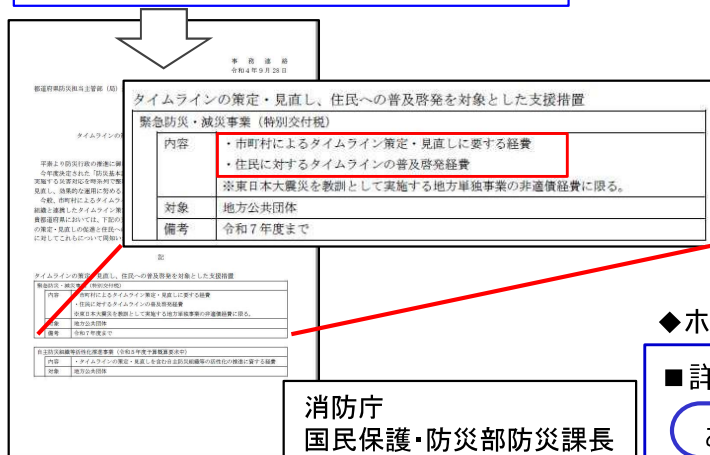


◆ホームページからもだれでも視聴可能です！

- 詳しくは、ホームページをご覧ください。
- おおさか タイムライン  で検索



◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！



1. 水防作業従事者の安全配慮（第1章第5節）
津波浸水想定区域内で水防作業従事者の活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先することを明記。
2. 大雨警報・注意報基準、洪水警報・注意報基準表に注意書きを追加（第5章第3節）
・警報・注意報の発表基準が年度途中で更新されるため、該当ページに、
「最新のデータは気象庁HPを参照」する旨を追記。
3. 大雨特別警報から警報への切替時の国管理河川（淀川、大和川、猪名川）の臨時の洪水予報について追記（第5章第3節）
4. 国管理河川の洪水予報、水防警報の伝達系統図を修正（第5章第3節、第7節）
5. 河川改修等に伴う基準水位の見直し（第5章第7節）
対象： 芦田川（高石市）、津田川（貝塚市）、樫井川（泉佐野市）
理由： 水位監視区間の改修完了、水防管理者との協議など
6. 安威川ダムの完成等に伴う浸水想定区域の変更等に伴う修正（第17章第1節）

第1表 一般防災関係重要水防区域

安威川ダムの供用開始等に伴う、浸水想定区域見直しによる重要水防区域の見直し

第2表 ため池防災関係水防区域、第10表 ため池水防地及び資材表

ため池の点検等に伴う水防値の見直し、その他級ため池一覧表の追加

第6表 主要排水施設設置個所一覧表

排水施設設備更新に伴う修正

第16表 管内河川水位観測一覧表

水位基準の見直し、観測所追加に伴う修正

第20表 国土交通省近畿地方整備局災害対策用資機材一覧表

R5年度購入車等の追加

第2図 国道(指定区間外)及び府道についての道路情報連絡網図

道路通行規制基準の変更(第2図)

水門操作協定書等

最新版に更新

国土交通省直轄河川洪水予報実施要領、大阪府知事指定河川洪水予報実施要領

大和川及び全ての府知事指定河川で実施要領を改正

様式

臨時の洪水予報の様式追加、一部様式の修正

土砂災害警戒区域等一覧表

地すべり危険個所の記載を参考事項とする

1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

- 土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

- 北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け**

令和2年7月 豪雨災害

- 熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



山口県防府市
(ライクア高砂)



岩手県岩泉町
(楽ん楽ん)



熊本県球磨村
(千寿園)

2 法令の概要

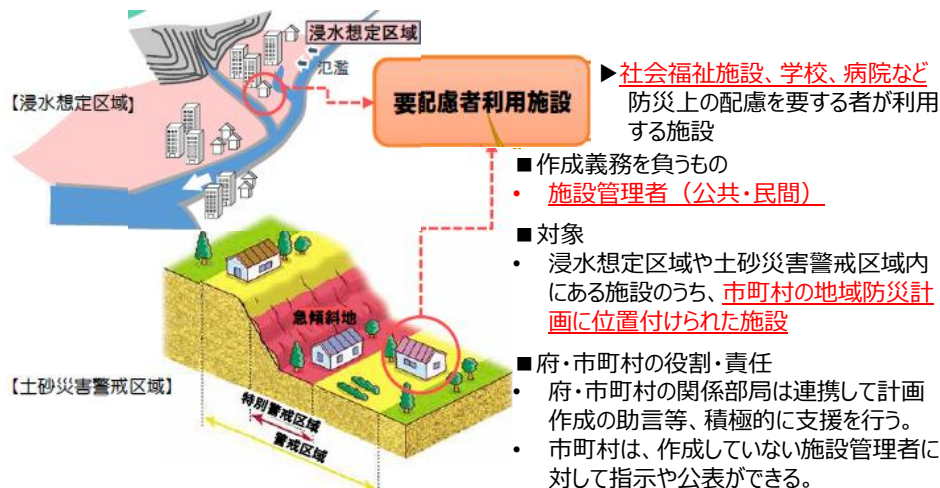
- 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正

⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化**

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための**避難訓練の報告義務化**

⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、**市町村長による助言・勧告が可能に**



3 進捗状況

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和5年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	11,326		4,458		376		16,160	
作成・実施済み	10,895	1,092	4,177	165	356	98	15,428	1,355
作成・実施率	96%	10%	94%	4%	95%	26%	95%	8%

【参考】計画作成率の全国平均（令和5年9月末時点）：水防法（洪水）：87%、土砂法：89%

※対象施設数は、**令和5年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数**

4 今後の展開

■避難確保計画作成の推進

- 計画未作成の施設や新たに対象となる施設**に対して**計画作成を促進**
※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■地域防災計画への適切な施設の位置づけ

- 地域防災計画への位置付けができていない市町村においては**速やかに位置付け**

■避難訓練の実施促進

- 訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書等の発出**
- 施設での避難訓練を支援

これらの取組を大阪府も支援

《参考》

国土交通省のHP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bou-sai-gensai-suibou02.html>

計画作成の手引き、様式、チェックリストのほか、取組みの事例集や避難確保に関するeラーニング教材等、様々な資料を掲載

大阪府森林環境税

大阪府では、平成28年度から**大阪府森林環境税**を活用し、自然災害から府民の生命財産を守るため「土石流・流木対策」などの取組みを行っています。

令和6年度からは、地球温暖化に起因する想定を超える豪雨や水害の激甚化・頻発化に備え、国の対策方針である「流域治水」の考え方を踏まえた森林部における治山ダム整備等を行います。また、自然公園内の管理道等の安全対策や、災害並みの猛暑を踏まえ「都市緑化を活用した猛暑対策」も併せて実施します。

これらに必要な財源として、**大阪府森林環境税（年額300円/個人府民税均等割額に加算）を令和9年度まで延長**させていただきます。（事業期間：令和10年度まで）

緊急かつ集中的に各種対策を進めていきます。ご理解の程よろしく申し上げます。

※大阪府森林環境税は、個人府民税均等割額に加算する超過課税で、「大阪府森林及び都市の緑の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」に基づき課税されます。

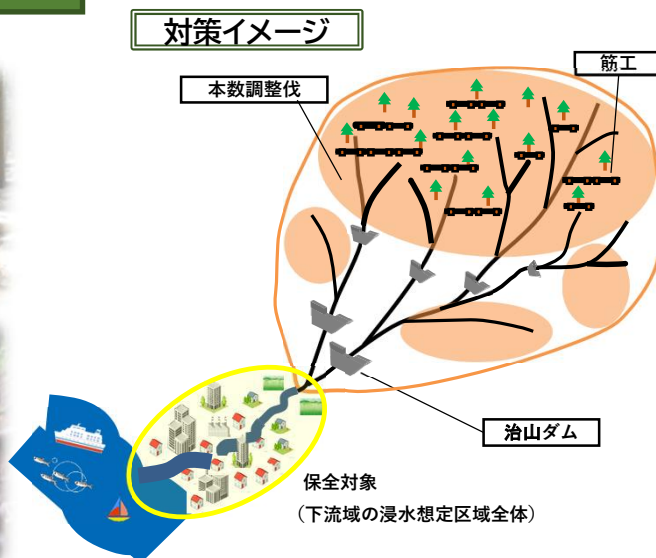
集水域（森林区域）における流域治水対策：約30億円

■対象箇所：23地区（約300ha/1地区）

■対策内容

①土砂流出抑制対策：
治山ダムの整備や危険木の伐採・搬出等を行います。

②山地保水力向上対策：
筋工と本数調整伐を組み合わせた面的な森林整備を行います。



森林管理施設の安全対策：約15億円

■対象箇所：40箇所

■対策内容：

崩壊等の危険性の高い自然公園内の歩道や管理道において、落石対策・改良工事（排水整備、路肩補修等）を行うとともに、老朽化したトイレを改修します。



都市緑化を活用した猛暑対策：約3億円

■対策内容：

駅前広場及びその周辺や、多くの府民等が集まる観光スポット等において、緑化と併せて日除けや微細ミスト等の暑熱環境改善設備を整備する事業者等に補助を行います。

（府内市町村や公共交通事業者等を対象に、最大5,000万円を上限に全額助成）

※万博開催までの2か年を集中取組期間として取り組みます。



集水域における流域治水対策（土砂流出抑制・山地保水力向上）

流域治水対策

【目的】河川への土砂流出の抑制・山地保水力の向上による洪水被害の軽減

対象) 下流河川において土砂堆積や洪水リスクがあり、かつ、河川上流の森林域において荒廃渓流や荒廃森林が面的にみられる区域

渓流沿いの危険木の除去

河川の通水が阻害されないよう流木の発生、流出を抑制

治山ダム

河川の通水が阻害されないよう土砂流出を抑制

本数調整伐等・筋工

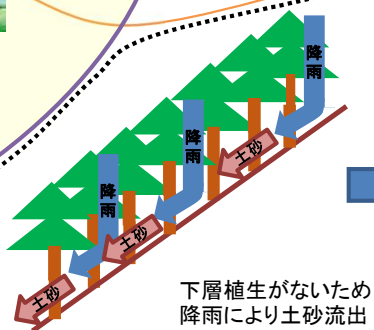
保水力を有する森林土壌の保持形成により洪水緩和機能を維持向上

集水域

流域

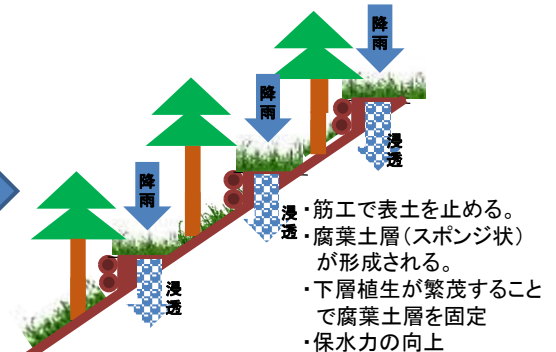
河川区域

氾濫域



下層植生がないため降雨により土砂流出

本数調整伐等・筋工



気候変動による山地災害の激甚化・形態変化



降水形態の変化により土砂流出量の増加、流木化リスクの高まり

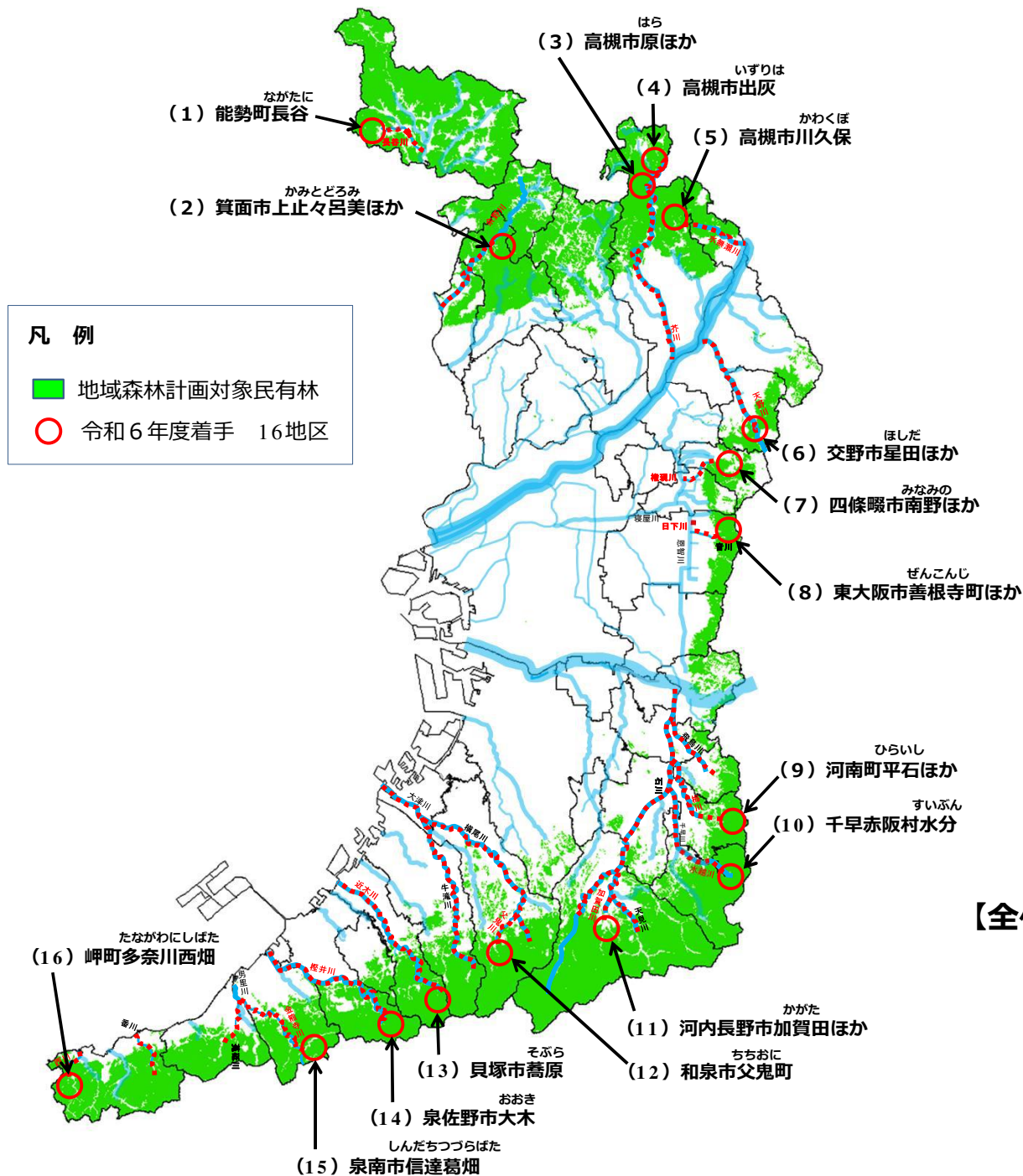


洪水被害の甚大化の恐れ

出典：(林野庁HP) 令和4年度森林及び林業の動向



【令和6年事業 実施地区】



令和6年度計画数量

地区名	令和6年度 16地区			
	測量 設計	治山 ダム (基)	溪流 延長 (m)	森林 整備 (ha)
(1) 能勢町長谷 (ながたに)	○	—	—	5.0
(2) 箕面市上止々呂美ほか (かみとどろみ)	○	—	—	3.0
(3) 高槻市原ほか (はら)	○	—	—	—
(4) 高槻市出灰 (いずりは)	○	—	—	1.0
(5) 高槻市川久保 (かわくぼ)	○	—	—	0.5
(6) 交野市星田ほか (ほしだ)	○	—	—	—
(7) 四條畷市南野ほか (みなみの)	○	—	—	5.0
(8) 東大阪市善根寺町ほか (ぜんこんじ)	○	—	—	3.0
(9) 河南町平石ほか (ひらいし)	○	—	—	5.0
(10) 千早赤阪村水分 (すいぶん)	○	—	—	3.0
(11) 河内長野市加賀田ほか (かがた)	○	—	—	3.0
(12) 和泉市父鬼町 (ちちおに)	○	—	—	8.0
(13) 貝塚市蕎原 (そぶら)	○	—	—	7.0
(14) 泉佐野市大木 (おおき)	○	—	—	10.0
(15) 泉南市信達葛畑 (しんだちつづらばた)	○	—	—	2.0
(16) 岬町多奈川西畑 (たながわにしばた)	○	—	—	2.0
16地区	16	—	—	57.5

【全体計画】

	新規 着手	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
令和6年度着手	16地区	16	16	16	14	11
令和7年度着手	5地区		5	5	5	5
令和8年度着手	2地区			2	2	2
合 計	23地区	16地区	21地区	23地区	21地区	18地区

■多段階の浸水想定区域図の公表(ソフト対策)

活動報告

- 令和3年に水防法改正に合わせ、想定最大規模(1/1000)の降雨に対応したハザードマップを作成。
- 令和5年度事業として、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数(多段階)の降雨レベルによるハザードマップを作成。
- アウトプットとして、従来の紙版だけでなくWeb版も作成(スマホ・タブレットでの閲覧を想定)。
- Web版では降雨レベル毎の最大浸水深の時系列変化(浸水の拡大から縮小)を確認できるよう作成。

●取組概要

- ・令和3年に作成したハザードマップは、想定最大規模(1/1000)の浸水想定を採用している。
⇒超過洪水による浸水想定だけでは、大阪府とともにこれまで進めてきた治水事業の成果(治水の実力)を市民に示すことができない。

令和5年度事業として、【比較的発生頻度が高い降雨規模】も含めた複数(多段階)の降雨レベルによるハザードマップを作成

※イメージ：10年確率相当(内水浸水)
・50.0mm/hr、164.9mm/24hr



30年確率相当(内水浸水)
・62.9mm/hr、203.0mm/24hr



100年確率相当(河川整備計画の降雨)
・62.9mm/hr、311.2mm/24hr



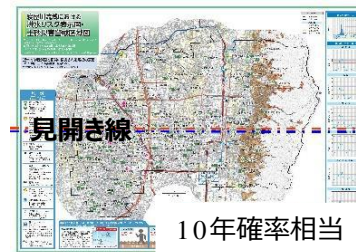
東大阪市の取組状況について

■多段階の浸水想定区域図の公表(ソフト対策)

【アウトプット】⇒**紙版とWeb版**

■紙版(従来型)

- ・ **A1版1枚に3つの浸水想定を掲載**
- ・ 想定降雨ハイエト(降雨パターン)
- ・ 水位観測地点の想定ハイドログラフ



上側を開く



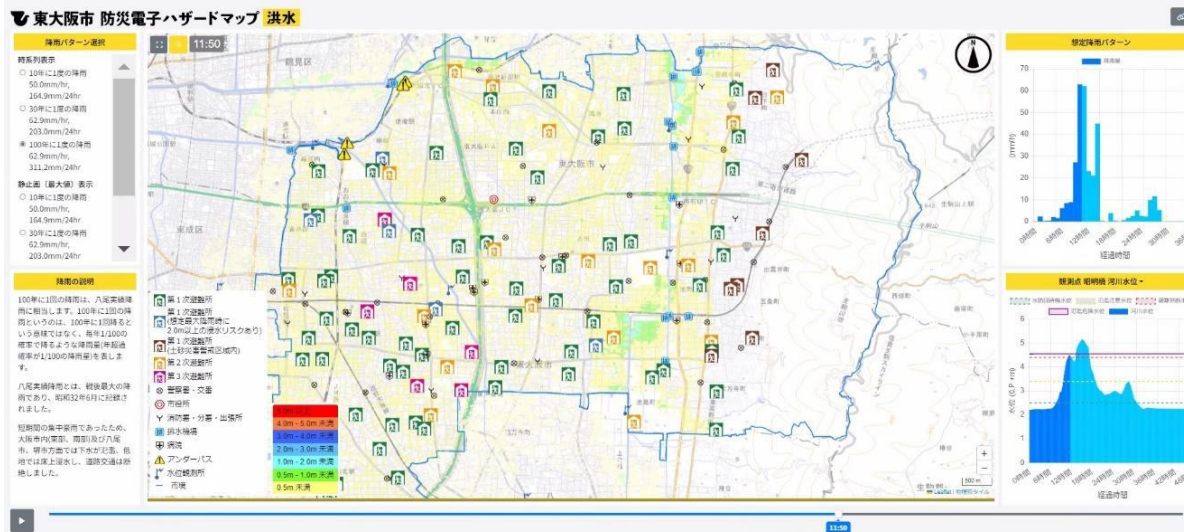
下側を開く



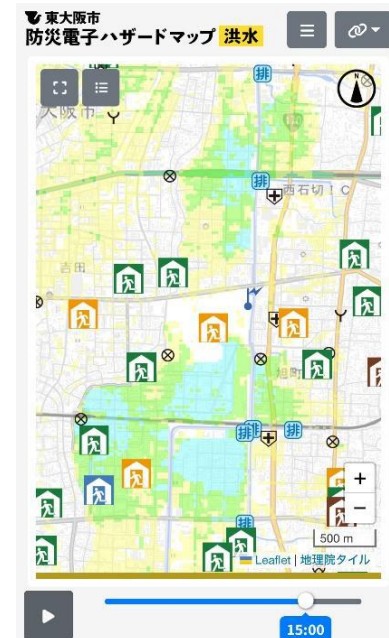
■Web版(新たな取り組み)※作成中

- ・ スマートフォンやタブレットでの閲覧を想定
- ・ 降雨レベル毎の**最大浸水深の時間変化**
→浸水の拡大から縮小を掲載(概ね48hr まで)

PC・タブレット



スマートフォン



スライダー(時間軸)が移動⇒浸水深の変化がわかる

取組内容

大規模水害タイムラインの行動項目を盛り込んだ各班マニュアルの作成

八尾市独自のタイムラインの作成

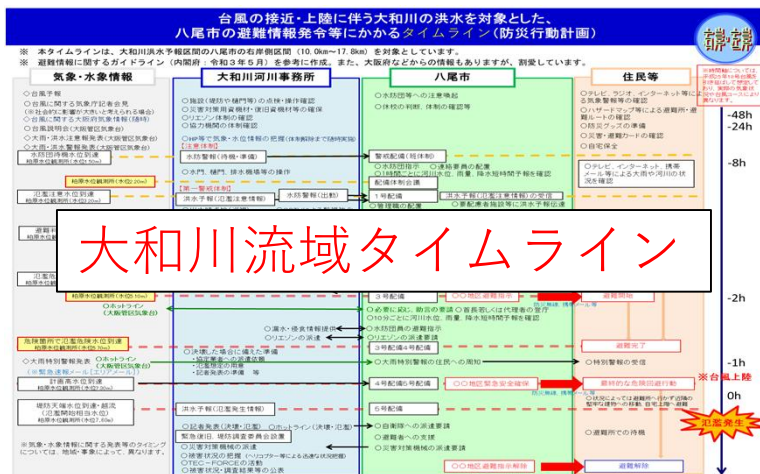
八尾市大規模水害タイムライン

平成30年度に寝屋川流域の関係機関、流域市等で作成した「寝屋川流域大規模水害タイムライン」をベースに、大和川の氾濫や東部山麓地域の土砂災害の要素を取り込み、八尾市各班が取組むべき行動項目を盛り込んだ八尾市大規模水害タイムラインを作成している。

八尾市各班マニュアル※

各班が大規模水害に対応するため、取るべき具体的な行動内容を時系列に取りまとめた。その中で高齢者等避難（レベル3）や避難指示（レベル4）等について記載することで、避難情報の発令のタイミングや、市全体の災害対応の動きをより明確にすることができた。それにより、より迅速かつ効率的な災害対応につながると考えている。

※八尾市各班マニュアル…地震や風水害における具体的な災害対応等を示すものとして、八尾市地域防災計画に位置付けられた防災体制として各班ごとに、災害対応マニュアルを作成している。



取組内容 原川への流入水路での洪水対策のために、流入水路上流ため池の余水吐きを改良した。

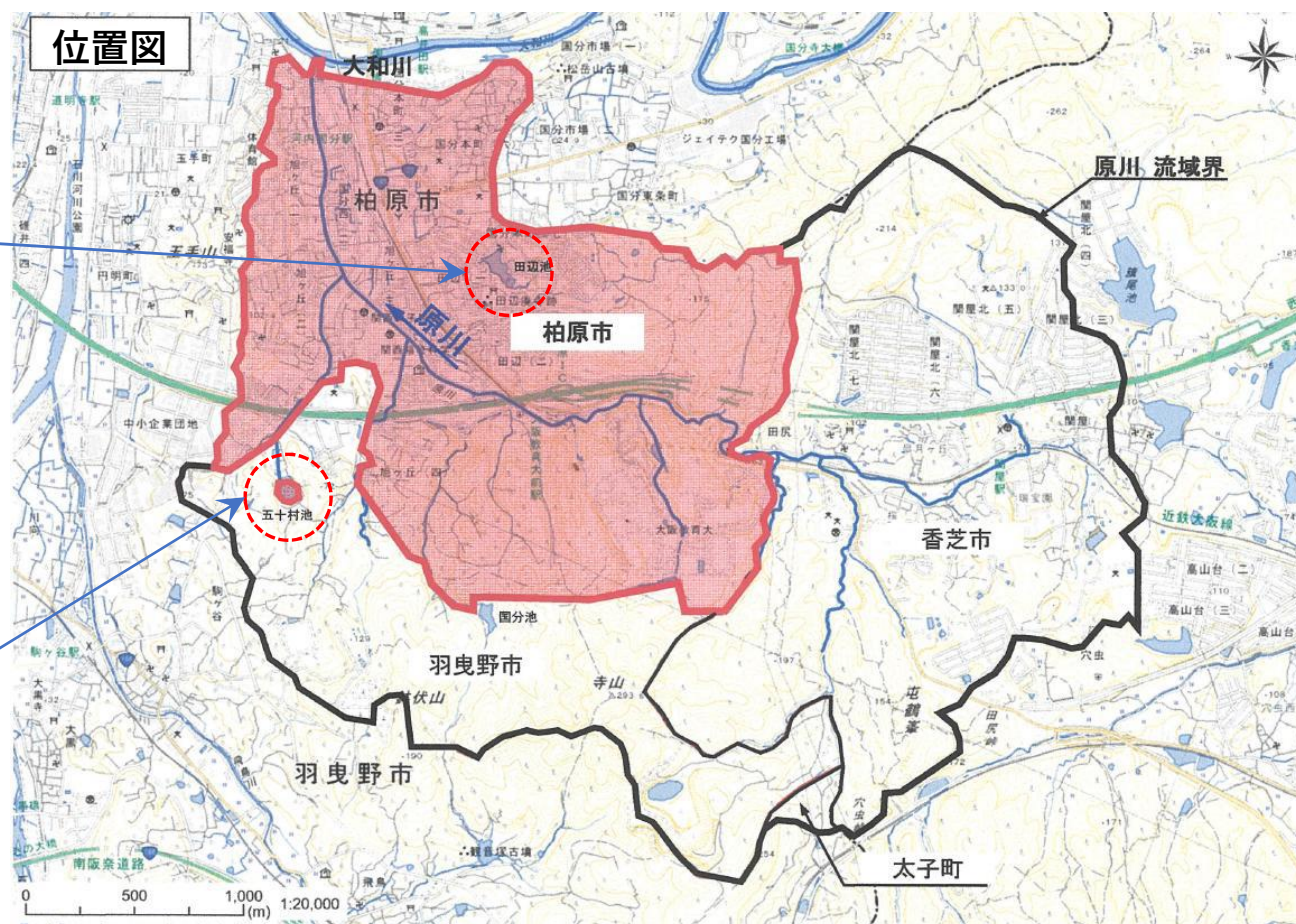
改良点と洪水調節効果

○田辺池

- ・余水吐きを40cm切り欠いた
- ・5年確率降雨で、原川流入部で約 $2.5\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節効果あり

○五十村（ゆうら）池

- ・余水吐きを50cm切り欠いた
- ・10年確率降雨で、原川流入部で約 $1.5\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節効果あり
- ・現在、貯留水がほとんどないため、より洪水調節効果を発揮している。
- ・羽曳野市域に位置しているが、柏原市が維持管理をしている。



○洪水調節効果を永続的に発揮できるよう講じた措置

- ・大阪府八尾土木事務所、中部農と緑の総合事務所、柏原市との3者間で、以下の覚書と協定書を締結した。
大和川水系原川流域におけるため池の治水活用に関する覚書（令和5年12月22日締結）
大和川水系原川流域における洪水対策に関する協定書（令和6年1月11日締結）

(コミュニティタイムラインの作成演習)

取組機関名	柏原市、大阪府八尾土木事務所
具体的取組	コミュニティタイムライン（本郷地区、円明地区など4地区）の作成
主な内容	避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項

○概要

【実施日】 令和5年11月5日（円明地区）、12日（平野地区）、12月3日（本郷地区）

令和6年2月11日（大正西地区）

【参加者】 区長、自主防災組織等 約30名程度

【災害リスク】 大和川、石川による洪水（一部土砂災害）

【演習の流れ】

- ①大阪府八尾土木事務所から地域に想定される洪水リスクに関する講話
- ②ワークショップ形式により各町会単位でのコミュニティタイムラインの検討・作成
- ③各町会単位で発表を行い、地区全体で取組内容の共有

○演習の様子



災害リスクに関する講話



タイムラインの検討・作成



地域の取組内容の発表①



地域の取組内容の発表②

本郷北1町会 コミュニティタイムライン									
担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署	担当部署
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会
町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会	町会防災委員会

コミュニティタイムライン【初版】

○効果・課題等

- 各町会で実施されている自主防災訓練の一環として、洪水や土砂災害に関するコミュニティタイムラインの作成に着手された地区がございました。各地域の特性に応じて、情報共有や要配慮者の避難誘導などについて課題の洗い出しと対応策の検討を行いました。
- コミュニティタイムラインについて、初版を作成したのち計画を管理していくことやブラッシュアップをしていくことが重要であるが、町会の組織率が低下していることや、地域が高齢化していることで計画を実行性のあるものにできるかどうかは課題です。
- 参加者からは、コミュニティタイムラインの中で安否確認をどのように行っていくのかについて、町会が個人情報を管理することが難しいこともあり、今後どうしていくかの検討が必要であるという意見が多く聞かれました。

(令和6年度の流域治水プロジェクト推進スケジュール表の作成について)

市町村	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水防災連絡協議会		行政WG ▼	協議会 ▼										
東大阪市	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の支援	継続					フォローアップ調査		継続				
	個別避難計画の作成促進	(R3～) モデル事業として実施 対象地区・対象者の決定 計画作成作業（調整会議含む）											
八尾市	市タイムライン	大規模水害が想定される時に、各班のタイムラインを発動 （本市ではR4年度に市タイムラインを更新済。 R6年度はR5年度に引き続き実際に運用し、タイムラインに問題がないか検証する。）								タイムラインの検証 （各班にアンケートをとり、必要であれば修正を実施）			
	コミュニティタイムライン	地区防災計画の策定及び更新の支援											
柏原市	コミュニティタイムライン作成（洪水・土砂災害） 個別避難計画の促進	作成及び計画促進											
	特定都市河川浸水被害対策法の改正に向けた取組 （大和川および寝屋川流域）	方針を検討するため、基礎情報の収集整理											

■ 洪水浸水想定区域指定の概要

水防法に基づき国土交通大臣または都道府県知事が洪水浸水想定区域を指定することにより、以下が義務化となる

- ▶市町村による避難体制の構築（ハザードマップの作成・配布、地域防災計画への洪水に関する情報の伝達方法や要配慮者利用施設の名称・所在地等の記載 など）
- ▶不動産取引時における洪水リスクの説明

■ 水防法改正の背景と概要

近年、これまで水防法に基づき洪水浸水想定区域を指定することとされていた河川以外の、水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。円滑かつ迅速な避難等のための適切な洪水浸水リスク情報の提供が全国的な課題となっている。

このような背景から令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が追加された。

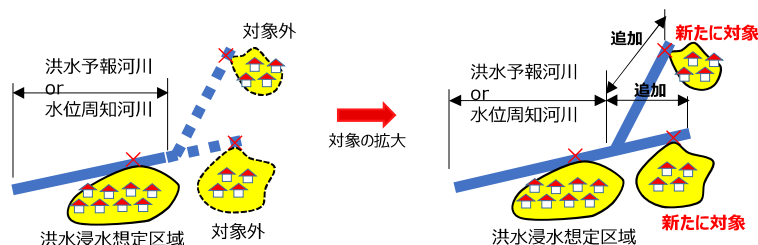
（従来の対象河川）

- ・洪水予報河川
- ・水位周知河川



（法改正による対象河川の追加）

- ・防御対象※1があり、水位等の情報※2が入手可能な河川
- ・特定都市河川



- ※1 住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路、その他避難に供する施設
 ※2 河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキル）

■ 大阪府のこれまでの取組

- ▶平成17年度～〔水防法に基づく取組〕
 - ・洪水予報、水位周知河川＜39河川＞の浸水想定区域の公表・指定（1/100）
- ▶平成22～24年度〔府管理河川のリスク周知〕・・・リスク情報空白地帯は解消
 - ・全154河川の洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200）
- ▶平成27年度〔水防法改正に伴う想定最大規模リスクの追加〕
 - ～令和3年度〔水防法改正に伴う区域指定対象河川の拡大〕
 - ・全154河川の浸水想定区域図の作成（1/100、L2）及び洪水リスク表示図の更新（1/10、1/30、1/100、L2）
 - ・洪水予報、水位周知河川＜39河川＞及びその他河川＜6河川＞について浸水想定区域の指定（1/100、L2）

■ 大阪府の方針

【基本方針】

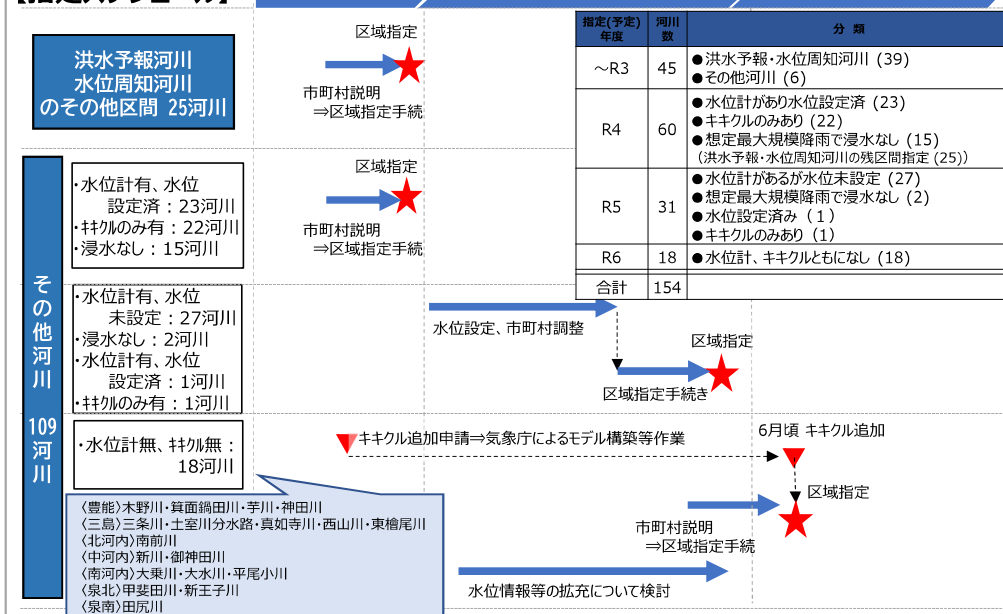
令和6年度出水期を目途に、全ての府管理河川を対象として洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。（国の方針は令和7年度までに指定完了）

【区域指定の進め方】

- 指定範囲の設定
 - ・浸水想定と防御対象を重ね合わせた上で、リスク情報空白域が発生しないよう、人家や道路等の避難時に使用する施設が含まれる範囲を漏れなく設定
- 水位情報等の取得の準備
 - ・水位計があるが水位が未設定（27河川）⇒避難情報のトリガーとなる水位の設定
 - ・水位等の情報がない河川（18河川）⇒キキルの対象河川拡大（気象庁と調整し、令和6年6月頃に拡大予定）

●準備の整った河川から洪水浸水想定区域の指定

【指定スケジュール】



【リスク周知】

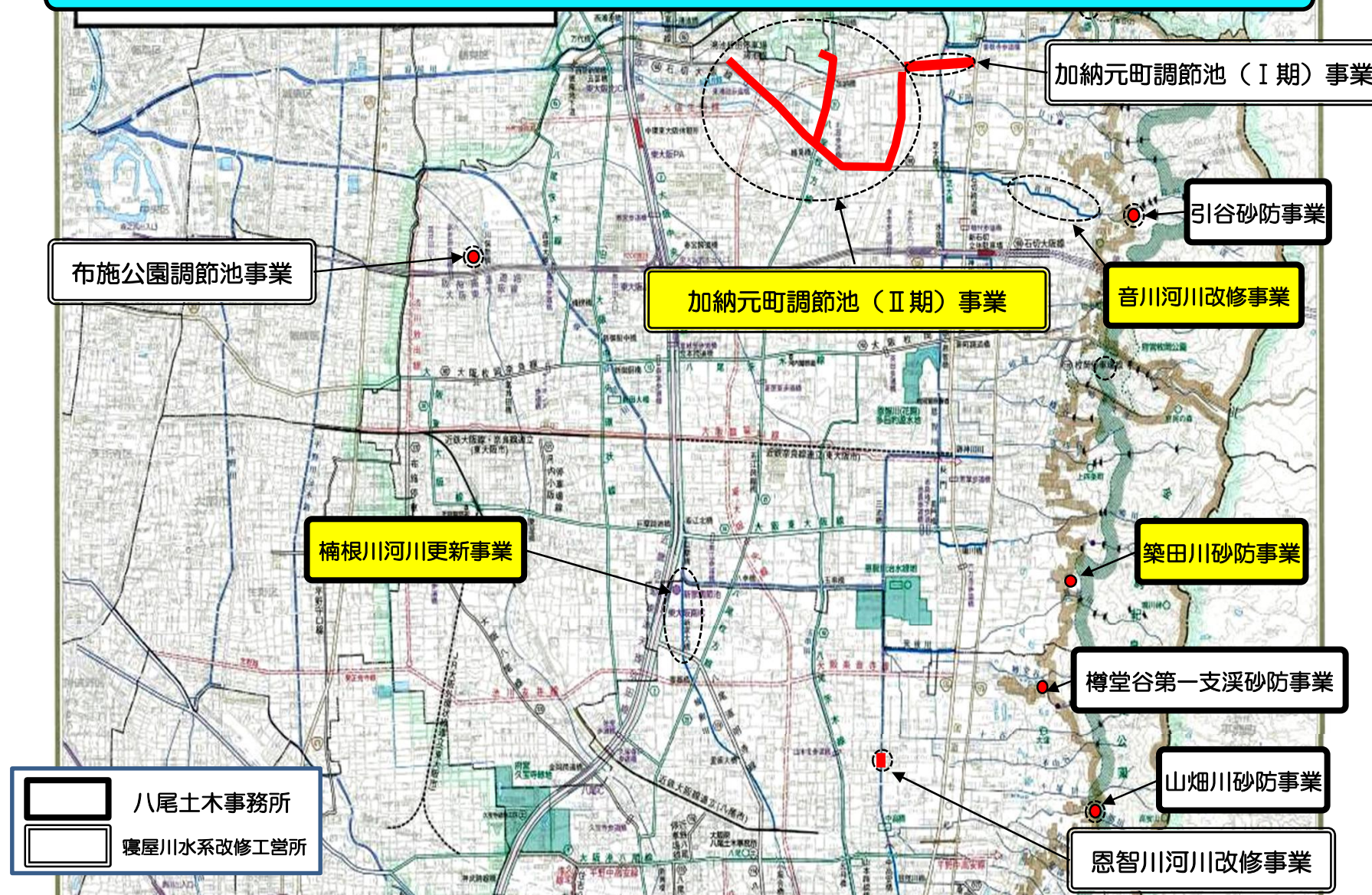
- 市町村が作成するハザードマップによる住民等への周知「避難」
- 宅地建物取引業者、各市町村農業委員会、開発許可部局への周知「土地利用」
- 府HP、国HP（かさねるハザードマップ、浸水ナビ）における公表や、流域治水の取組（タイムライン、要配慮者利用施設の避難確保計画作成）等のあらゆる機会を捉えて洪水リスクを周知

河川管理施設の整備等に関する事項

資料12

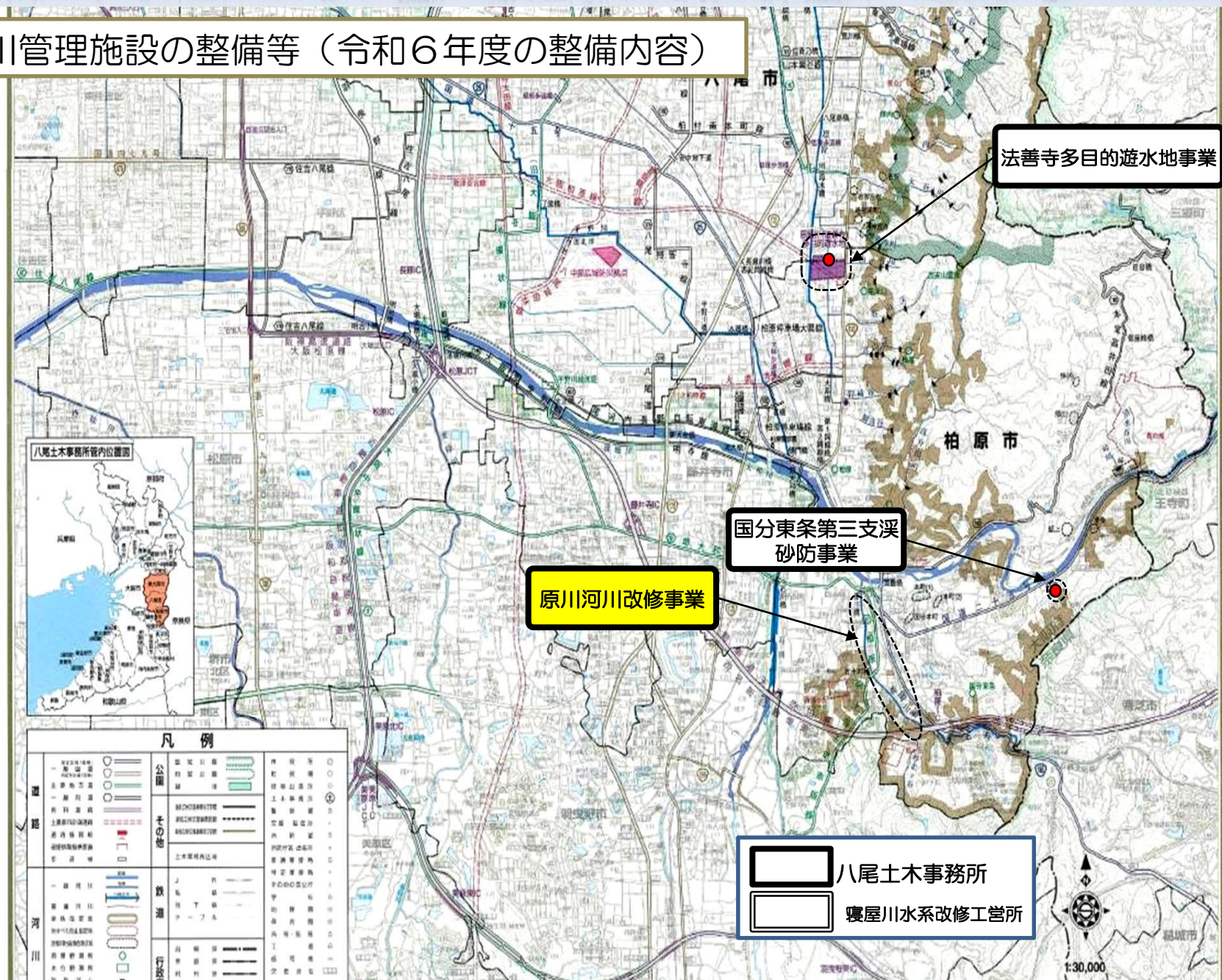
河川管理施設の整備等（令和6年度の整備内容）

中河内地域の河川管理施設等（地下河川・増補幹線除く）の整備状況（令和6年度）



河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等（令和6年度の整備内容）

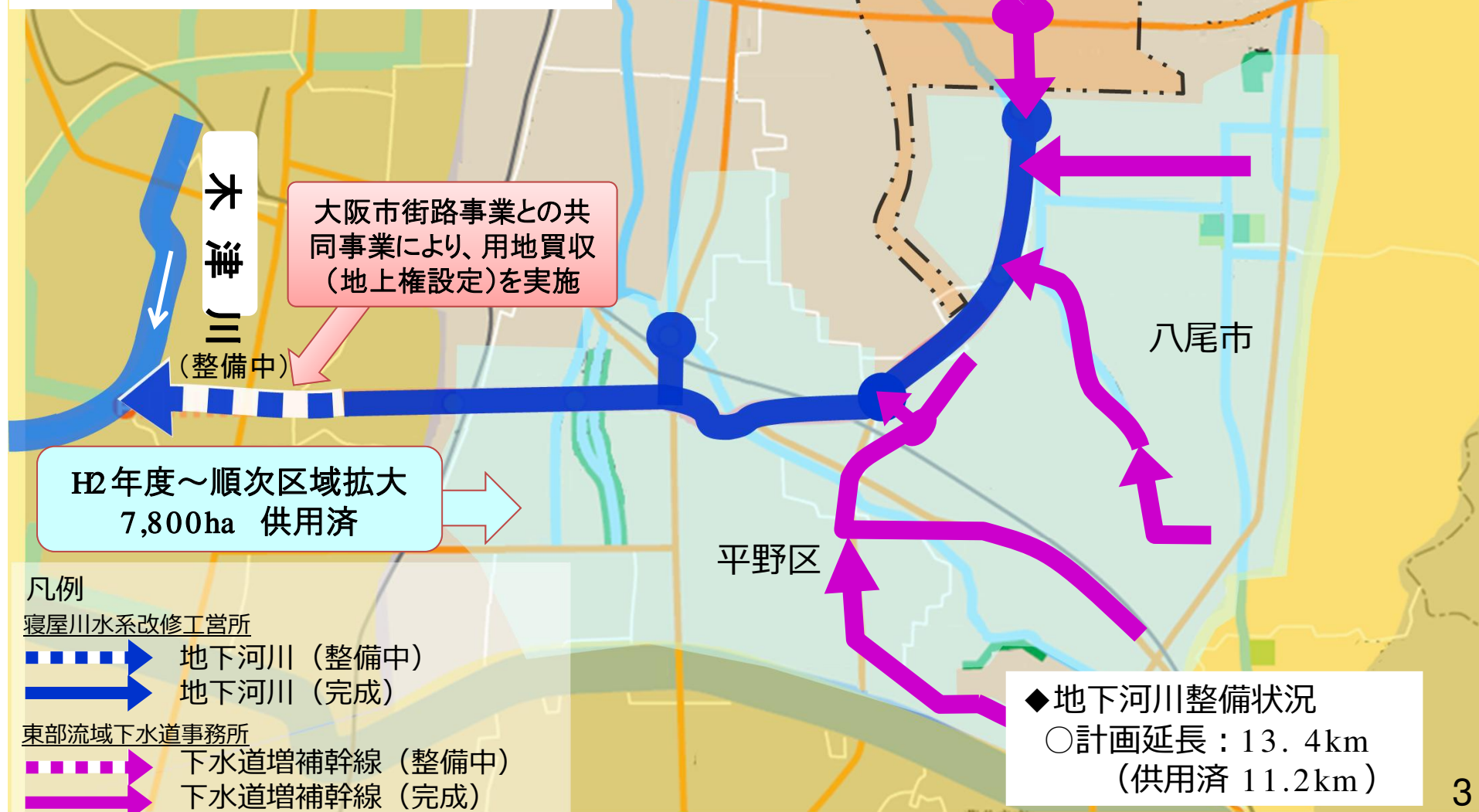


河川管理施設の整備等に関する事項

寝屋川南部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

◆現状

- 貯留量：100万m³
- 集水区域：8,000ha（供用済7,800ha）



令和6年度に実施する 防災気象情報の改善について

1. 線状降水帯による大雨について半日程度前から「府県単位」での呼びかけの開始
2. 気象情報における量的予報の表現の変更

大阪管区気象台 気象防災部 予報課

令和6年から開始する府県単位での呼びかけ（地方／府県気象情報）

これまで



令和6年5月28日以降



対象地域を
絞り込んで発表

地方気象情報

大雨に関する**近畿地方**気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 大阪管区气象台発表

<見出し>

**近畿地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生
の危険度が急激に高まる可能性があります。**

<本文>

…（中略）…

大雨に関する**近畿地方**気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 大阪管区气象台発表

<見出し>

**大阪府と奈良県と和歌山県では、〇日夜には、線状降水帯が発
生して大雨災害発生危険度が急激に高まる可能性があります。**

<本文>

…（中略）…

対象とならない府県では、府県
気象情報での呼びかけをしない。

府県気象情報

大雨に関する**大阪府**気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 大阪管区气象台発表

<見出し>

**近畿地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生
の危険度が急激に高まる可能性があります。**

<本文>

…（中略）…

大雨に関する**大阪府**気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 大阪管区气象台発表

<見出し>

**大阪府では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生
の危険度が急激に高まる可能性があります。**

<本文>

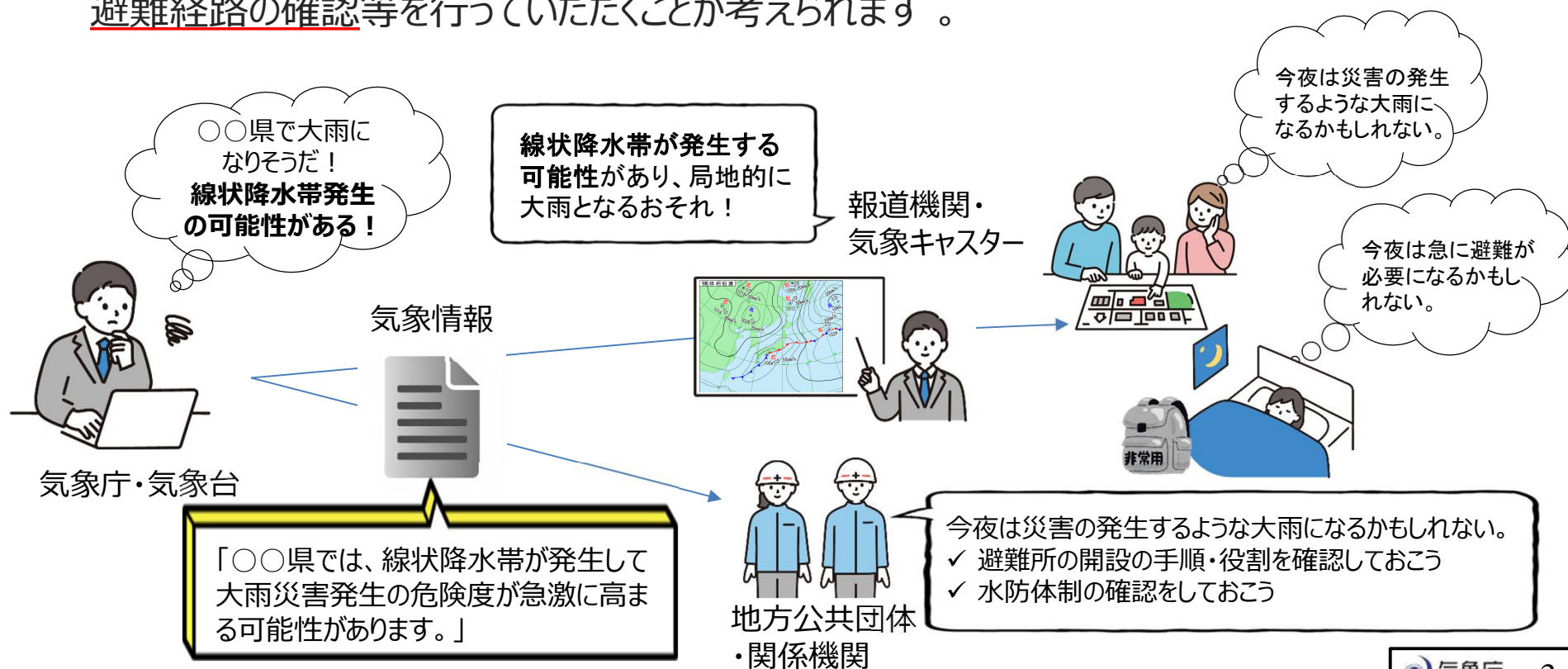
…（中略）…

※発表する情報の電文フォーマットは変わりません。

呼びかけが行われた時の対応例

府県単位で呼びかけを行います
これまでと対応を変える必要はありません。

- 線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めていただくことを目的としています。この呼びかけだけで避難を促すわけではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせてご活用ください。
- **市町村**の防災担当の皆さまには、避難所開設の手順や水防体制の確認等、災害に備えていただくことが考えられます。
- **住民**の方々には、大雨災害に対する危機感を早めにもっていただき、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行っていただくことが考えられます。



線状降水帯に関する各種情報（おさらい）

線状降水帯とは



顕著な大雨に関する気象情報とは



線状降水帯による大雨の
半日程度前からの呼びかけ
とは



国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

› ENGLISH › Other Languages 文字サ
気象庁 防災情報 気象庁 気象庁 気象庁 YouTube Google 提供

ホーム 防災情報 各種データ・資料 地域の情報 知識・解説

ホーム > 知識・解説 > 気象情報 > 線状降水帯に関する各種情報

線状降水帯に関する各種情報

- [線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけとは](#)
- [顕著な大雨に関する気象情報とは](#)
- [線状降水帯とは](#)

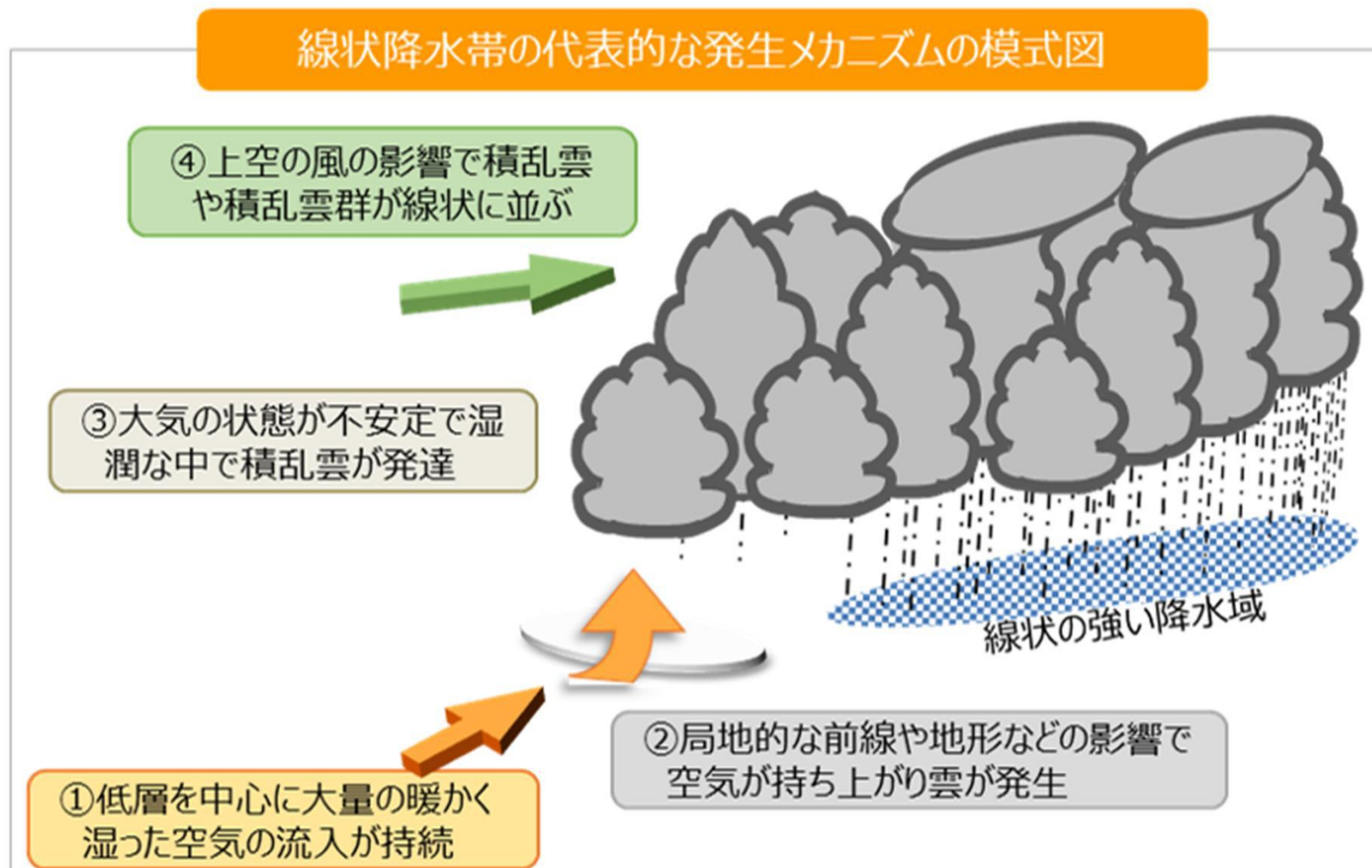
線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけとは

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性があるが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使います。

気象庁HPより

線状降水帯とは

次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域（気象庁定義）



顕著な大雨に関する気象情報

令和3年6月から、**線状降水帯が発生した**ことをいち早くお知らせする、「顕著な大雨に関する気象情報」を提供しています。

令和5年5月25日から、予測技術を活用し、最大で30分程度前倒しして発表できるようになりました。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

顕著な大雨に関する気象情報の例

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、**線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いています。**
命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

顕著な大雨に関する気象情報の発表基準

現在から30分先までに、以下の基準を満たす場合に発表。

- ① 前3時間積算降水量（5kmメッシュ）が100ミリ以上の分布域の面積が500km²以上
- ② ①の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）
- ③ ①の領域内の前3時間積算降水量最大値が150ミリ以上
- ④ ①の領域内の土砂キキクルにおいて土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクルにおいて警報基準を大きく超過した基準を超過

※ 上記①～④すべての条件を同時刻に満たした場合に発表

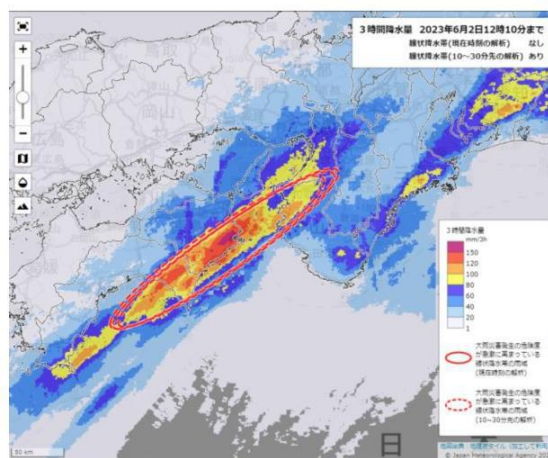
令和5年6月2日の顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報

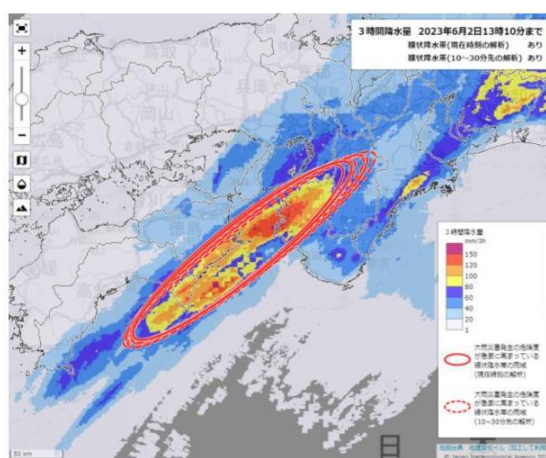
6月2日08時10分	顕著な大雨に関する高知県気象情報	第1号
6月2日11時22分	顕著な大雨に関する高知県気象情報	第2号
6月2日12時01分	顕著な大雨に関する和歌山県気象情報	第1号
6月2日13時10分	顕著な大雨に関する奈良県気象情報	第1号

顕著な大雨に関する気象情報を補足する「線状降水帯」の表示
6月2日の「今後の雨」（3時間降水量）

12時10分



13時10分



気象庁HPの「雨雲の動き」



線状降水帯を表示

線状降水帯による災害事例

線状降水帯が発生した災害（抜粋）	死者数
平成26年8月豪雨（広島）	70名以上
平成29年7月九州北部豪雨	30名以上
平成30年7月豪雨	260名以上
令和2年7月豪雨	80名以上

過去の大きな大雨災害においては、線状降水帯が発生していた事例は多い

線状降水帯は予測できるのか → とても難しい

ただ、予測を述べている防災気象情報は令和4年より運用しています

線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

線状降水帯による大雨の可能性がある程度高い場合には、「気象情報」において、半日程度前から呼びかけます。

※警戒レベルを補足する解説情報で本情報のみで何か行動を起こすものではない

大雨に関する〇〇地方気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 〇〇気象台発表

<見出し>

〇〇県、〇〇県では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文>

… (中略) …

[量的予想]

<雨の予想>

〇日〇時から〇日〇時までに予想される24時間降雨量は、いずれも多い所で、

〇〇県 〇ミリ

〇〇県 〇ミリ

の見込みです。

線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。

… (中略) …

[補足事項]

今後発表する防災気象情報に留意してください。

次の「大雨に関する〇〇地方気象情報」は、〇日〇時頃に発表する予定です。

大雨が予想される際に発表される気象情報に、線状降水帯発生の可能性に言及するフレーズを挿入

※ 気象情報は、「大雨に関する気象情報」のほか、「台風第〇号に関する情報」というタイトルで発表されることもあります。

※ 定時の発表以外では、短文情報の形で発表することもあります。

予想雨量と併せ、線状降水帯が発生した場合にはさらに状況が悪くなる可能性があることを伝える

防災気象情報に留意し、適宜キキクルで危険度の確認を推奨

【参考】線状降水帯の予測精度向上に向けた取組（観測・予測の強化）

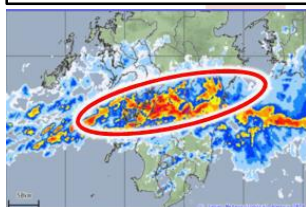
観測や予測の強化の成果を順次反映し、令和4年6月より、線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけを、令和5年5月より、「顕著な大雨に関する気象情報」（線状降水帯の発生をお知らせする情報）をこれまでより最大30分程度前倒して発表する運用を開始。

令和6年5月下旬からは、令和4年度から開始した半日程度前からの呼びかけを府県単位で実施。

線状降水帯による大雨の可能性をお伝え

「明るいうちから早めの避難」… 段階的に対象地域を狭めていく

令和3(2021)年
線状降水帯の発生を
お知らせする情報
(令和3年6月提供開始)



線状降水帯の雨域
を楕円で表示

令和4(2022)年～

広域で半日前から予測
(令和4年6月提供開始)

今年の新たな運用

令和6(2024)年～

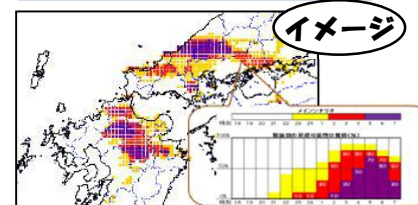
府県単位で半日前から予測

次期静止
気象衛星
令和11年度
運用開始予定



令和11(2029)年～

市町村単位で危険度の把
握が可能な危険度分布形
式の情報を半日前から提供



イメージ

令和5(2023)年～

最大30分程度前倒して発表
(令和5年5月提供開始)

令和8(2026)年～

2～3時間前を目標に
発表

線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」… 段階的に情報の発表を早めていく

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、
情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

近畿地方・大阪府気象情報における量的予想の表現の変更

令和元年から実施していた内容

24時間以上先（72時間先まで）の 降水量 降雪量
明後日の 風速 波高

誤差を考慮して
幅を持たせた表現

- 幅を持たせた量的予想は、予報の不確実性を伝えることができる一方で、わかりにくさがあった。
- 運用から5年が経過し検証したところ、24時間先までの予想と、24時間以上先の予想の精度が同等だった。

令和6年出水期から

降水量や降雪量、風速、波高の幅のない表現に変更

令和5年8月13日に発表した大阪府気象情報を例に

令和5年 台風第7号に関する大阪府気象情報 第2号
令和5年8月13日05時35分 大阪管区气象台発表

(見出し) <省略>

(本文) <省略>

[風の予想]

大阪府では、15日は、暴風となるおそれがあります。

14日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

陸上 15メートル（30メートル）

海上 20メートル（30メートル）

15日に予想される最大風速（最大瞬間風速）

陸上 20から24メートル（30から40メートル）

海上 25から29メートル（35から45メートル）

明後日

[波の予想]

大阪府では、14日から15日にかけて、波が高くなる見込みです。

14日に予想される波の高さ

大阪府 2.5メートル

15日に予想される波の高さ

大阪府 2.5から3メートル

明後日

[雨の予想]

大阪府では、15日から16日頃にかけて警報級の大雨となるおそれがあります。

14日6時から15日6時までに予想される24時間降水量は、多い所で、

大阪府 50から100ミリ

15日6時から16日6時までに予想される24時間降水量は、多い所で、

大阪府 100から200ミリ

24時間
以上先

<省略>

15日に予想される最大風速
（最大瞬間風速）

陸上 23メートル
（35メートル）

海上 28メートル
（40メートル）

15日に予想される波の高さ

大阪府 3メートル

14日6時から15日6時までに予想
される24時間降水量は、多い所で、

大阪府 80ミリ

15日6時から16日6時までに予想
される24時間降水量は、多い所で、

大阪府 200ミリ

(注) 24時間降水量の「多い所」が複数日にわたって地域内の同一場所とは限らないため、単純に足し合わせると過大になります。そのような使い方はしないでください。

個別避難計画作成支援について

「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」策定の経緯

- 令和3年5月災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務に。
- 国の指針において、優先度の高い方（ハザードの有無、マップ上で危険な地域にお住まいの方や要介護度や障害の程度により市町村が基準を決定）について、おおむね5年以内に作成することが示された。
- 府内市町村の危機管理担当部署より、個別避難計画の作成に向けた進め方に苦慮されているご意見を受け、大阪府は、効率的な計画作成の参考にさせていただくことを目的に「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を令和5年3月末に策定（令和6年3月更新）。

市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド

大阪府
危機管理室・福祉部・健康医療部
令和5年3月

支援ガイドの主な内容

- 個別避難計画の作成に向けた進め方を提示するとともに、府内市町村等の具体的な事例を紹介しております。（次頁の全体像をご覧ください）

コミュニティタイムライン等との連携

- 「計画作成推進に向けた多様なアプローチ」の計画作成推進に向けた環境、仕組みづくり等の具体例を紹介する章では、コミュニティタイムラインと連携した作成事例を紹介しております。
- コミュニティタイムラインや地区防災計画の作成等により、自主防災組織や自治会等地域と関わる際には、個別避難計画の作成のきっかけになるよう、ご検討ください。
 - 当該の地域に避難行動要支援者がおられるか、ご確認ください。
 - おられる場合は、その方の避難についてお考えいただくよう、働きかけをお願いします（地域の方、ご本人のどちらでもかまいません）。

- 個別避難計画は、大規模災害の教訓のもと、災害時に誰一人取り残さない（ご本人が避難することをあきらめない）ための重要な手段です。

- まずは、ご本人（地域の方）の命をまもることを考えていただくことが重要です。
- 最初は全ての項目が充足しなくてもかまいません。ご本人（または地域）が徐々に計画に繋げていただければ幸いです。
- 計画が1件でも作成できれば、その経験を元に他の方や地域で応用や発展が可能です。

- 当計画作成が、福祉や健康医療等他の部署のご担当である市町村におかれましては、連携して作成の推進をお願いします。

- 支援ガイドは大阪府HPからダウンロードできます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/saigaitaisaku/index.html>

- ご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

大阪府 危機管理室 防災企画課 地域支援グループ 電話:06-6944-9128(直通)

市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド全体像

全体構成

★個別避難計画の作成に向けた進め方を提示するとともに、
府内市町村等の具体的な取組事例を紹介

第1章 基本的な事項

第2章 作成前準備

- ・個別避難計画作成の流れ ・計画作成を通じた地域共生社会づくり
- ・府の取組 ・庁内体制の整備 ・計画の優先度の検討
- ・モデル地区の選定 ・避難行動要支援者の同意

第3章 計画作成に向けた3つの進め方と具体的な取組事例

○計画作成への進め方を3つ(福祉・医療専門職の協力を得て作成、地域の協力を得て作成、本人・家族が作成)に分類し、府内市町村の具体的な取組事例とともに紹介

①主に福祉・医療専門職の協力を得て作成する進め方
例：東大阪市、豊中市

②主に地域の協力を得て作成する進め方
例：枚方市、泉佐野市、熊取町

③本人・家族・親族が記入し、作成する進め方
例：八尾市

第4章 計画作成推進に向けた多様なアプローチ

市による避難先と
担い手の確保 ～大東市～

コミュニティタイムラインと
連携した計画作成 ～高槻市～

難病児・者の医療機関等による支援 ～泉佐野保健所～

第5章 計画作成後 第6章 FAQ・他資料集

- ・計画作成後の実効性確保に向けた取組 ～岡山市～
- ・FAQ集 ・資料集：ガイド掲載事例市町村等の各種様式、要綱等

内容のポイント

- ポイント1：府内市町村の具体的手続き例を実務レベルで提示
- ポイント2：マンパワーに配慮し広く展開可能な事例を厳選
- ポイント3：各市町村担当者の思いやコメントを生の声として掲載
- ポイント4：様式はそのまま使えるワード・エクセルで提供
- ポイント5：個別避難計画の専門家である阪本教授による監修

今後の展開

- 市町村向け個別避難計画作成研修で活用
 - ・個別避難計画作成支援研修で教材として活用
- 個別避難計画作成関係者に広く配布
 - ・地域の自主防災組織、民生委員、福祉専門職の方にも広く配布
- 定期的なブラッシュアップ



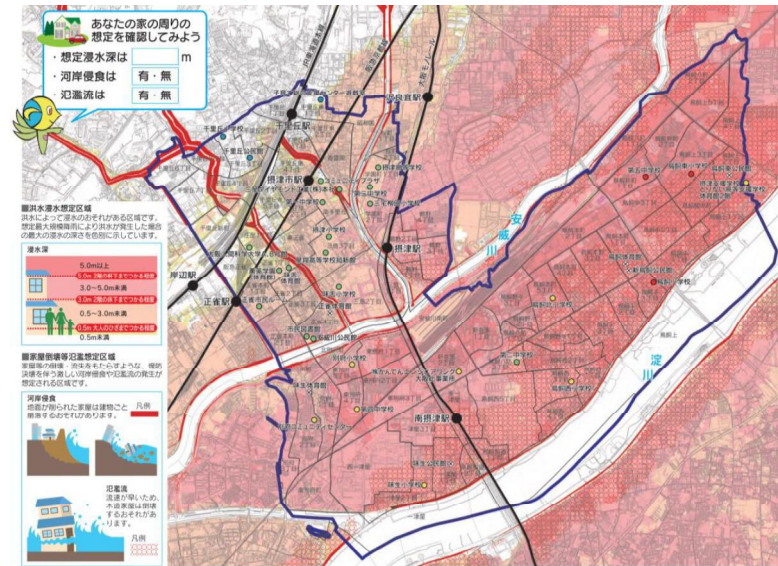
三島地域の広域避難に関する取組紹介等について

資料 1 5

国交省の発表では、想定し得る最大規模の降雨（1000年に一度）により淀川が決壊した場合、三島地域において、広域かつ長期間の浸水被害が見込まれており、市町の区域を越えた広域避難が必要。令和2年に国・府・関係市町（大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町）で構成するWGを設置し、避難に係る計画や避難先の検討を進めている。

1. 摂津市域のハザード

淀川・安威川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）の重ね合わせ



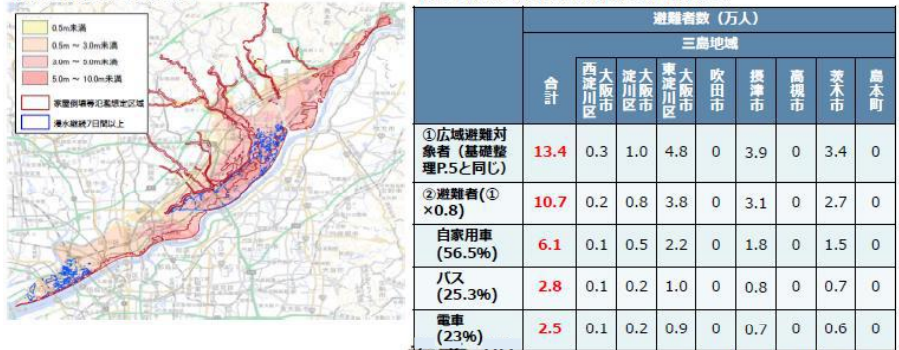
2. 広域避難のシナリオ

基礎データ整理を踏まえ、アンケート調査やワークショップの結果を踏まえ、シナリオを作成

- 淀川L2、安威川L2での浸水を踏まえ、長期浸水が見込まれる範囲の避難者（家屋倒壊及び7日以上浸水区域）が広域避難を行った場合を想定。
- 広域避難の移動は、アンケート結果から、避難対象者の80%が避難。手段は、自家用車56.5%、バス（自治体支援）25.3%、電車（モノレール含む）23%とし、それぞれの各市（移動手段により最遠点又は市役所）からの移動時間を考慮。
- 移動時間を踏まえ、自治体における避難体制の確保、避難所開設時間を考慮し、広域避難におけるリードタイム案を設定。
- なお、吹田市、高槻市、島本町は7日以上の浸水区域では、広域避難対象は0人となる。

広域避難対象となる区域

移動手段別避難者数（7日以上帰宅困難者）



3. 現在の取組

▶ ケーススタディでの課題検証

○ 想定される浸水被害が広域かつ長期間におよぶ摂津市を対象に、万博記念公園に広域避難を行う想定をし、ケーススタディで課題を洗い出し、得られた知見をもとに地域全体や他の避難先に拡大。

○ 避難対象と避難先を固定した「タイムライン」のケーススタディで課題を洗い出し、徐々に全体の課題解決を行う。

■ 取組の詳細

以下の想定「タイムライン」によるケーススタディを実施

- ・ 避難対象：摂津市（三島地区の6市町のうち最も浸水被害を受けやすい市町を想定）
- ・ 避難先：万博記念公園（三島地区において最も大規模な避難先である万博記念公園）

- ・ ケーススタディの結果得られた知見や課題を各市町にて検討
- ・ タイムラインの対象を三島地区全域に拡張

・ 広域避難計画（三島地域・洪水編）への反映

タイムライン検討（ケーススタディ）対象



ケーススタディで得られた知見を元に他市町に対象を拡張

4. 今後の取組（協定締結）

▶ 施設利用に関する協定の締結

- 首都圏における大規模水害広域避難検討会が令和4年3月にまとめた「広域避難計画策定支援ガイドライン」等を参考に、令和6年1月に大阪府（危機管理室）と万博記念公園の施設管理者との間で施設利用に関する包括協定の締結。
- 令和6年度は、関係者間での協議・調整を経て、避難を希望する自治体と施設管理者との間で、広域避難に関する具体的な内容を示した細目協定の締結をめざす。

【協定締結のイメージ（首都圏の例）】



● 府管理の154河川全てについて、洪水浸水想定区域図の作成完了 → 降雨規模ごとのリスクを踏まえ、避難計画やタイムライン等の精度向上が必要

大阪府内どこでも使える

ぼうさい

大阪防災アプリ

osaka bousai

大阪府内の防災情報が受け取れる

目覚めるから使える防災アプリ



Osaka

Disaster Prevention app

使ってみよう！ 大阪防大アプリ



土地勘がなくても大丈夫 現在地機能

大阪府全域画面では、大阪府内どこでも位置情報サービス（GPS 情報）を利用して自分がいる場所の防災情報をリアルタイムで受け取ることができます。

※アプリの位置情報へのアクセス権限を許可する必要があります。



より身近な情報を受取れる 市町村選択

大阪府全域ではなく、市町村毎に情報を表示することもできます。市町村を選択すると、選択した市町村の防災資料等を確認したり、お知らせを受け取ることができます。

ほしい情報を自分で選択 プッシュ通知

気象注意報や警報、地震・津波・台風に加え、線状降水帯や熱中症、自治体からの避難情報等、多様な防災情報に対応。

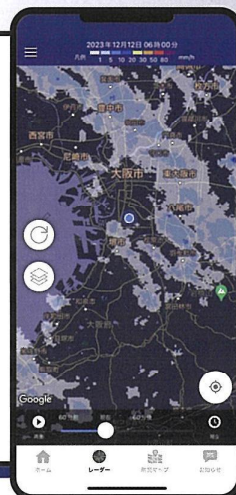
各自治体からのお知らせも受け取ることができます。



日ごろから使える 雨雲レーダー

日頃の雨雲の状況、線状降水帯や台風の予報円も確認することができます。

60 分前から 15 時間先までの未来の降水強度分布予測を、連続的に表示して閲覧することができます。



もしもの時に備えよう 防災マップ

土砂災害・高潮・津波・洪水の災害リスクや大阪府内の避難所等を地図上で確認できます。

災害時等の通信切断に備え、市町村ごとにオフライン地図をダウンロードできます。



現在の状況を画像で確認 防災カメラ

地図上のカメラアイコンを選択すると、大阪府内約 200 か所の河川カメラや 3 か所の広域カメラの映像を閲覧できます。

近隣河川の水位や雨の状況等をアプリ上で確認することができます。

お問い合わせ先

大阪府危機管理室災害対策課

TEL : 06-6944-6183



大阪防災アプリ



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう

